

第 122 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 49 回 食品表示部会 (CCFL) 仮議題
4-(2)	第 49 回 食品表示部会 (CCFL) 主な検討議題
5-(1)	第 29 回 油脂部会 (CCFO) 議題
5-(2)	第 29 回 油脂部会 (CCFO) 概要
6-(1)	第 45 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 議題
6-(2)	第 45 回 分析・サンプリング法部会 (CCMAS) 概要
7-(1)	第 28 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 議題
7-(2)	第 28 回 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF) 概要

第 122 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 8 年 4 月 24 日（金）

14:00 ～ 16:30

場所：AP 赤坂グリーンクロス E ルーム
（ハイブリッド開催）

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第49回 食品表示部会（CCFL）

② 最近コーデックス連絡協議会で検討された議題について

- ・ 第29回 油脂部会（CCFO）
- ・ 第45回 分析・サンプリング法部会（CCMAS）
- ・ 第28回 食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）

2. その他

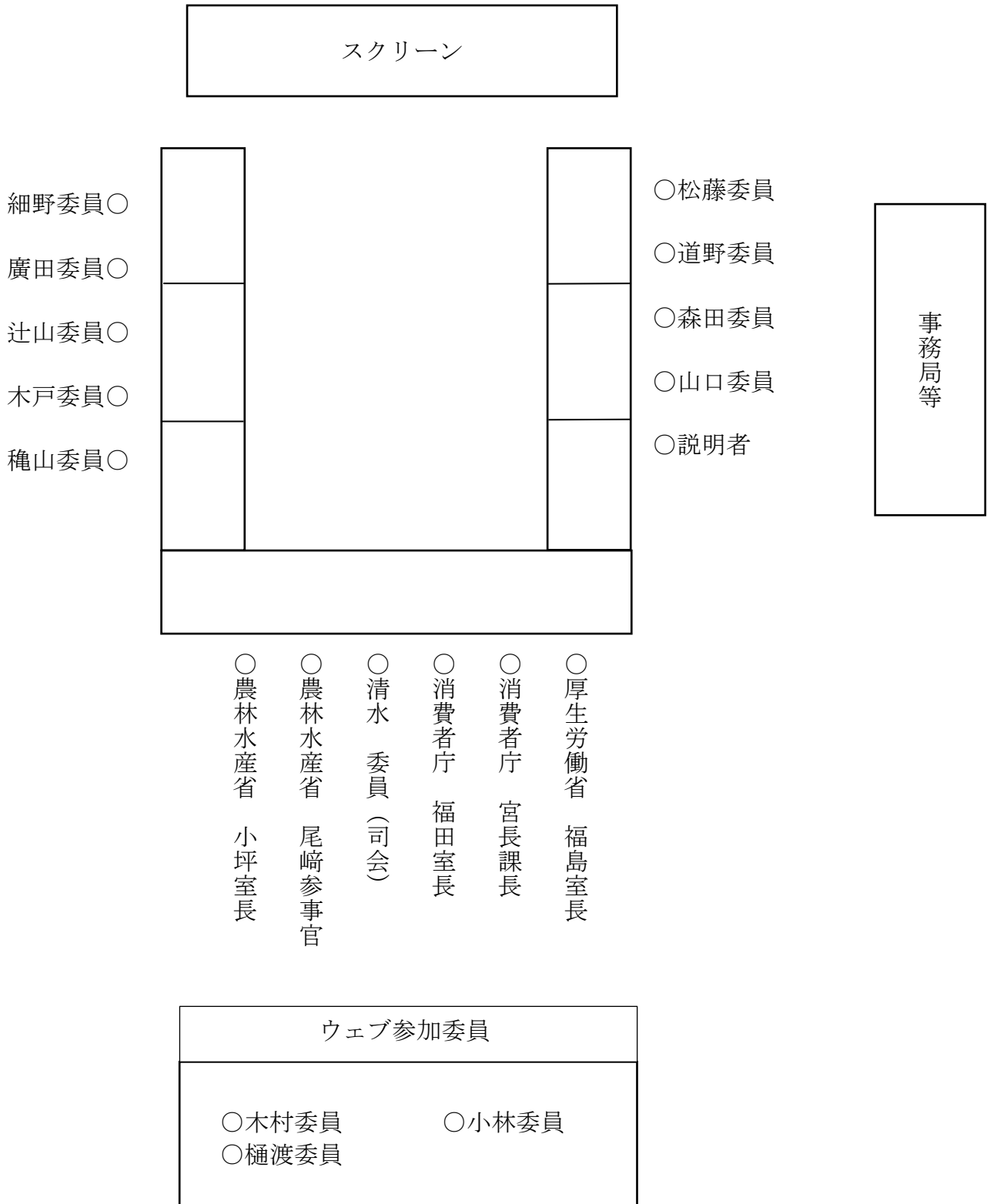
コーデックス連絡協議会委員

令和8年4月1日現在
(敬称略 50音順)

あきやま 穂山	ひろし 浩	星薬科大学 薬学部 薬品分析化学研究室 教授
きど 木戸	けいし 啓之	一般社団法人 日本食品添加物協会 常務理事
きむら 木村	たまよ 代	主婦連合会 常任幹事
こばやし 小林	ゆう 優	全国農業協同組合連合会 法務・リスク管理統括部 食品品質・表示管理課 課長
しみず 清水	たかし 隆司	一般社団法人 Jミルク 常務理事/ 国際酪農連盟 日本国内委員会事務局 事務局長
たかはし 高橋	ゆうこ 裕子	一般財団法人 消費科学センター 企画運営委員
つじやま 辻山	やよい 弥生	公益財団法人 日本乳業技術協会 業務執行理事
ひろた 廣田	ひろこ 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策担当
ひわたし 樋渡	ゆき 由岐	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 食生活委員会 副委員長
ほその 細野	ひでかず 秀和	一般社団法人 全国清涼飲料連合会 技術アドバイザー
まつふじ 松藤	ひろし 寛	日本大学 生物資源科学部 食品開発学科 教授
みちの 道野	ひでし 英司	公益社団法人 日本食品衛生協会 常務理事
もりた 森田	まき 満樹	一般社団法人 Food Communication Compass 代表
やまぐち 山口	りゅうじ 隆司	一般財団法人 食品産業センター 参与
わだ 和田	まさひろ 政裕	城西大学 薬学部 医療栄養学科 教授

第 122 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

令和 8 年 4 月 24 日（金） 14:00～16:30
AP 赤坂グリーンクロス E ルーム



FAO/WHO 合同食品規格計画 第 49 回食品表示部会 (CCFL)

日時：2026 年 5 月 11 日（月）～15 日（金）

場所：オタワ（カナダ）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス委員会及び／又はその下部機関から付託された事項
2.1	香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国（country of harvest）』の使用について
3	FAO 及び WHO からの関心事項
4	コーデックス規格案における表示規定の検討(承認)
5	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルギー表示（PAL）の使用に関するガイドライン（ステップ 7）
6	包装食品の表示に関する一般規格（CXS 1-1985）の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定（ステップ 4）
7	緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ 4）
8	今後の作業と新たな課題
8.1	アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案
8.2	既存のコーデックス文書に定められている『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定について、より統一的な適用を図るための指針的定義に関する新規作業提案
9	その他の事項

10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2026年5月5日（火）に仮議題7に関連する作業部会が、また5月10日（日）に仮議題5に関連する作業部会が開催される予定。

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 49 回食品表示部会 (CCFL) の主な検討議題

日時：2026 年 5 月 11 日 (月) ～15 日 (金)

場所：オタワ (カナダ)

主要議題の検討内容

仮議題 2 コーデックス委員会及び／又はその下部機関から付託された事項

仮議題 2.1 香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国 (country of harvest)』の使用について

(経緯)

CCFL45 (2019 年) において、サフランを含む 6 つの香辛料規格案における「Country of Origin/Country of Harvest」の表記の解釈が不明瞭との指摘があり、第 5 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH5、2021 年) で検討した結果、サフラン以外の 5 規格については、「原産国」は義務表示、「収穫国」は任意表示とされ、最終採択に進められた。一方、サフランは高値で取引され偽装の被害も生じていることから収穫国も義務表示とすべきという意見があり、合意が得られなかった。CCSCH6 (2022 年) では、収穫国を義務表示とする提案がなされ、サフラン規格は最終採択のため総会 (CAC) に送付された。CAC45 (2022 年) では、サフラン規格は採択されたが、当該義務化が CCFL の助言と整合しないことから 2 か国が留保を表明した。また、規格の発行は、収穫国表示について CCFL による承認を条件とすることとされた。

CCFL47 (2023 年) でも合意に至らず、CCSCH に収穫国を義務表示とする合理的根拠等を質問することになった。CCSCH7 (2024 年) では、収穫国と原産国は異なるものであり、サフランの品質は栽培された国によって様々であることから、消費者に信頼できる情報を提供する必要がある等の回答を作成し、再度 CCFL に収穫国に関する表示条項の承認を求めることに合意した。しかし、CCFL48 (2024 年) でも再度合意に至らず、本件を CAC47 に付託することとされた。CAC47 (2024 年) では、本件に関する回付文書を発出するとともに、CCFL に報告する電子的作業部会 (EWG) (合同議長：カナダ・イラン、共同議長：インド・マダガスカル) の設置が決定された¹。

回付文書及び EWG では、主に以下の 3 つの論点について議論された。

- ① 包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) のセクション 4.5²の解釈が統一されていない。(「性質の変化」とは何か、原産国と収穫国が異なる場合の表示はどのようにするか等)

¹ 第 115 回コーデックス連絡協議会資料 P146～ [115-2.pdf](#)

² When a food undergoes processing in a second country which changes its nature, the country in which the processing is performed shall be considered to be the country of origin for the purposes of labelling. (食品が、その性質を変化させる加工を第三国で行う場合には、その加工が行われた国は、表示上、原産国とみなされる。)

② 複数国由来の原料がある場合の原産国表示はどのようにすれば良いか。

③ 特定の地域産の食品の販売促進の観点からも、収穫国表示は有益でないか。

これらの論点についての議論の結果、以下に掲げる事項などが EWG の結論として示されている。

- ・ 偽装や誤認を招く表示の禁止は、既存の GSLPF の規定から既に明らかであり、義務表示・任意表示の別なく適用されること
- ・ 加工により食品名が変わり、別の食品と認識される場合には、当該加工は実質的な「性質の変化」とみなされること
- ・ 原産国と収穫国が同一である場合には、原産国のみを表示すれば足りること
- ・ 収穫国と食品の性質を変更する加工が行われた国が異なる場合には、後者のみを原産国として表示すべきこと
- ・ 「収穫」(harvest) という用語は CCSCH の文書全体で既に使われており、この定義を再度確立するための作業を CCFL で行っても利益は少ないこと
- ・ 偽装や誤認を招かない限り、収穫国表示を含む任意表示は認められており、追加的な義務規定は必ずしも必要ではないこと
- ・ 販売促進等の経済的利益を目的とした表示は CCFL の枠外で扱うべきであること
- ・ 個別食品部会は、表示事項の検討に当たり、CCFL への情報提供要請やサイドイベントの開催などを活用できること

今次部会では、上記結論を踏まえ、以下の論点について議論が行われる。

- a. 上記の結論を CCSCH に情報提供して良いか。
- b. 表示に関するサイドイベントを CCSCH で行っても良いか。
- c. 「性質の変化」及び「原産国」の定義の明確化
- d. CCFL で「収穫国」を定義するのは適切ではないと結論づけられるか
- e. 原材料の産地が複数にまたがる場合の運用明確化に向けた作業の開始可能性
- f. EWG を通じて集められた情報は、「検討中」となっているサフランの規格 (CXS 351-2022) のセクション 8.2 (原産国及び収穫国) の規定を最終決定する上で有用か

(対処方針)

EWG が示している結論について、GSLPF の規定はサフランの表示にも適用可能であり、収穫国表示は任意表示が適当という我が国のこれまでの立場と整合的であり、支持して差し支えないと考えるが、加盟国の意見を聴取しつつ、適宜対処したい。

仮議題 5 包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の附属書：予防的アレルギー表示 (PAL) の使用に関するガイドライン (ステップ 7)

(経緯)

CCFL45 (2019年)において、GSLPFのアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン表示(PAL)に係るガイダンスを策定することに合意した。また、豪州を議長、英国及び米国を共同議長とするEWGを設置することやPAL等についてFAO/WHOに科学的助言を求めることについても合意された。これに応じてFAO/WHO合同専門家会合が開かれ、2023年に計5部にわたるレポートが公開されている³。また、CCFL47(2023年)では、分析・サンプリング法部会(CCMAS)に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することとされた。当該要請を受け、CCMASにおいて米国を議長、英国を共同議長とするEWGが設置され、以後継続的に議論が行われた。

CCFL48(2024年)において、セクション1～3「目的」、「適用範囲」、「定義」が合意されたが、その他の部分については米国を議長、英国及び豪州を共同議長とするEWGで検討を継続することとされた⁴。CAC47(2024年)では、ステップ5で予備採択されるとともに、CCFL49までに作業を完了することとされた。

その後、EWGで2度意見照会が行われた。EWGにおける主な論点は次のとおり。

- ・ 4.3節(PALを使用する場合に関する規定⁵): shall又はshouldのどちらか、また「only」を入れるかについて、PALの過剰な使用を防止する観点から「should only」を選択する国が最も多く、「should only」の規定が入る方向。

- ・ 4.3.1(PAL表示の閾値を求めるための参照用量(Reference Dose:RfD)⁶の表): 当該値を閾値の算出に用いることは妥当ではない、老人や幼児に対しては有効な値ではない等妥当性に関する様々な見解が示されたが、そのまま維持される方向。また、EWG議長から、FAO/WHO専門家会合における議論⁷を踏まえ、小麦の総タンパク含有量に基づくRfD 5.0 mgをグルテン含有量に基づくRfD 4.0 mgに置き換えることが提案されたが、IgE介在性小麦アレルギー患者への対応の観点から総タンパク含有量ベースのRfDも表中に残す必要性が多く、多くの国から指摘され、結果総タンパクベース・グルテンベースの双方を併記する下記の表を用いる方向。

³ FAO/WHO (2023) 'Risk assessment of food allergens'. PALのレポートはPart 3.
<https://www.who.int/publications/i/item/9789240072510>

⁴ 第115回コーデックス連絡協議会資料P54～ [115-2.pdf](#)

⁵ 4.3 PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1. (PALは、意図せずに混入するアレルゲンについて、4.3.1の表に示された参照用量に基づくアクションレベル以下に低減できないことが示された場合に(のみ)使用されなければならない/使用すべきである。)

⁶ 参照容量(RfD)は、アレルギー食品1喫食量あたりに含まれる総タンパク含有量(mg)。これをppm(mg/kg)単位に換算したものが、4.3の「Action level」(いわゆる閾値)として定義されている。

⁷ <https://openknowledge.fao.org/items/0a455421-491b-4c44-a786-83c51452bdef>

Table 4.3.1

	Reference dose (RfD) (mg total protein from the Allergen Allergenic Food)	Reference dose (RfD) Total mg Gluten^{3bis} from Cereals containing gluten
Almond	1.0	
Brazil nut	1.0	
Cashew (and Pistachio)	1.0	
Macadamia	1.0	
Pine nut	1.0	
Walnut (and Pecan)	1.0	
Celery	1.0	
Mustard	1.0	
Peanut	2.0	
Egg	2.0	
Milk	2.0	
Sesame	2.0	
Hazelnut	3.0	
Wheat	5.0	4.0
Barley^{3bis}	-	
Rye^{3bis}		
Fish	5.0	
Buckwheat	10	
Lupin	10	
Soy	10	
Crustacea	200	

・ 4.3.2 (4.3.1の表に記載されている食品以外のRfDの設定に関する規定)：各国に同表に記載されているRfD以外の閾値の設定に関する裁量を与えるための文言⁸を追加するか否かについて、一部の国からは、各国の食文化や食習慣の違いに鑑み、同表のRfDを強制せず、柔軟な運用を認めるべきとの意見も出されたが、各国基準の調和を図る観点から、追加しない方向。

・ 4.3.3 (新設)：既存規格において「グルテンフリー」の表示が可能なのはグルテン含有量が20 ppmを超えない場合と規定されている⁹ところ、4.3.1の表が適用されればPAL表示の対象であるにも関わらずグルテンフリーと表示できる食品が発生し得ることから、小麦アレルギー患者の混乱を防ぐため、「PALの表示がされた食品には、

⁸ 下記規定の下線部の要否が検討されたが、検討の結果下線部は入れないこととされた。

4.3.2 Where a reference dose is not established for a particular food allergen in the table to 4.3.1 above, **or when competent authorities determine based on a risk assessment that the reference dose is not sufficiently protective for the regional/national population**, regional/national competent authorities can establish a reference dose consistent with recognized principles⁵ for the purposes of determining an action level.

⁹ グルテン不耐症患者向けの特殊食品に関する規格 (CXS 118-1979) 2.1.1
[fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/de/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcode-x%252Fstandards%252FCXS%2B118-1979%252FCXS_118e_2015.pdf](https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/sh-proxy/de/?lnk=1&url=https%253A%252F%252Fworkspace.fao.org%252Fsites%252Fcode-x%252Fstandards%252FCXS%2B118-1979%252FCXS_118e_2015.pdf)

グルテンフリーと表示してはならない」という規定を置くかが議論された結果、当該規定を支持する国が大多数を占めたため、本規定が挿入される方向。

・ 5.2.1 (PALの文言)：“may contain” という語句を用いなければならないという点に概ね支持が得られたが、現行案¹⁰にある「or equivalent words」が具体的に何を指すのか明確化すべきとの意見が多数示されたことから、「such as ‘may be present’」との文言が追加される方向。一方、EWG議長国からは“contain traces of”や“made in a factory that produces”等の表現が認められないとの解釈が示されたところ、カナダからはこの解釈を注釈で明文化すべきとの意見が出ている。

上記のEWGの議論及びCCMAS45から送付された分析法のリストを踏まえ、今次部会では、残された論点(特に、4.3.1のRfDの表の妥当性及び5.2.1の「equivalent words」をどこまで具体的に規定するか)について検討するとともに、本件を次回総会で最終採択に諮ることについて議論される。

(対処方針)

現行の日本の意図しないアレルゲンの混入に対する表示の考え方(任意表示であること、改善措置を図っても混入してしまう場合に表示すること、科学的根拠を基に表示すること、数ppmレベルの管理であること等。ただし、日本の場合、常に数ppm検出する場合は義務表示となる。)と基本的に整合することから、EWGの提案を支持して差し支えない立場で、我が国の実情に支障が生じない合理的な修正内容となるよう適宜対処したい。ただし、4.3.1の表について小麦の総タンパク含有量に基づくRfD 5.0 mgを削除するとの意見が示された場合には、小麦のアレルゲンはグルテン以外を検査のターゲットとすることがあることから、維持との立場で適宜対処したい。なお、使用される文言に限定をかけ、当該文言がアレルギー関連表示であることを明確にすることは、消費者の混乱を避け、健康被害を防止するために重要であることから、使用される文言に限定をかけようとする議論は支持して差し支えない。

仮議題6 包装食品の表示に関する一般規格(CXS 1-1985)の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定(ステップ4)

(経緯)

CCFL45(2019年)でコロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、既存規格とのギャップが不明との指摘があった。これを受け、CCFL46(2021年)において改訂討議文書が示されたが、前部会と同様の指摘があり新規作業提案に

¹⁰ 最新の規定案は下記。下線部はEWGでの意見を踏まえて追記された箇所。

5.2.1 A PAL statement shall commence with the words ‘May contain’ (or equivalent words such as ‘may be present’) and declare the allergenic food(s) using the specified names for the foods and ingredients as listed in sections 4.2.1.4 and where applicable 4.2.1.5 of the General Standard for the labelling of pre-packaged foods (CXS 1-1985).

は至らなかった。

CCFL47 (2023 年) では、コロンビアから、食品の詰め合わせ販売が増加傾向にあることから、これに対応するための GSLPF の修正が必要との説明があった。これに対し、一部から自国内では問題が生じていない旨が述べられたが、新規作業の開始への反対意見はなかったため、CAC46 (2023 年) に新規作業提案を提出し、コロンビアを議長、ジャマイカを共同議長とする EWG を設置し、ステップ3での意見照会と原案の作成を行うことが合意された。

CCFL48 (2024 年) では、EWG での議論を経て示された GSLPF の修正原案について議論が行われたものの、意見がまとまらなかったため、コロンビアを議長、カナダ、インド及びジャマイカを共同議長とする EWG を再設置した上で作業を継続することが合意された。EWG において、日本は、詰め合わせ食品には様々な種類があり、食品表示における食品事業者の柔軟性を確保する必要性があること等の理由で GSLPF の改正自体に反対する立場を基本的にとってきたところである。ただし、改正を行う場合には、既存の GSLPF のセクション4 (義務表示事項) の規定を見ると、原則として食品の容器外装に表示されることが求められていると考えられるため、この原則が曖昧にならないよう、基本的には容器外装に表示を行いつつも、外装が透明で中身の個別包装の表示が判読できる場合などには、外装に改めて表示をする必要は無いことを規定する形が望ましい旨のコメントを提出していた。

今次部会では、EWG での議論を経て示された GSLPF の以下の修正原案について、改めて議論する予定である。

- ・ 「8.1.3」に新規規定 8.1.3.1 を追加し、①2以上の個別包装食品で構成される詰め合わせ包装食品の外側の包装には、第4節及び第5節に基づき必要な情報が表示されなければならないこと (ただし中身の個別包装食品の表示が容易に判読可能な場合はこの限りでない)、②詰め合わせ包装食品と中身の個別包装食品で表示事項 (販売事業者等) が異なる場合には、詰め合わせ包装食品全体に係る事項が外側の包装に表示されていなければならない旨を規定する。
- ・ 「4.2 成分表」に新規規定を追加し、食品の性質及び個別包装食品が別々に消費されることを意図しているか一緒に消費されることを意図しているかに応じて、個別包装食品の種類ごとの成分リスト又は一緒に消費されたときの複合成分リストのいずれかが示されていなければならない旨を規定する。
- ・ 「4.3 正味含有量及び固形量」に新規規定 4.3.4 を追加し、別々に消費されることを意図した詰め合わせ包装食品については、①当該詰め合わせ包装済み食品の正味含有量及び/又は② (その中身にある) 個別の包装食品の数及びそれぞれの正味含有量を示さなければならない旨を規定する。
- ・ 「4.7 日付表示及び保存方法」中の 4.7.1 に新規項目を追加し、①詰め合わせ包装食品については、その内側にある個別の包装食品のうち最も早い賞味期限又は

消費（使用）期限を表示しなければならないこと、②賞味期限が表示された食品と消費（使用）期限が表示された食品のどちらも含む詰め合わせ包装食品については、消費（使用）期限が賞味期限より遅い場合であっても、消費（使用）期限を表示しなければならないことを規定する。

（対処方針）

我が国は元々、現行の GSLPF の規定は既に詰め合わせにも適応しうる規定を含んでいることから GSLPF の現行規定を改正する必要は低いとの考えであった。ただし、既に改正に向けた議論が進んでいること及び EWG において過去に提出したコメントのとおり、容器外装への表示を原則としたうえで外装が透明な場合等の例外に係る規定を設けることについては受け入れ可能であると考えていた。この点、我が国国内では「食品表示基準 Q&A」（平成 27 年 3 月 30 日消食表 139 号）において、詰め合わせ食品の場合には容器外装への表示を原則とする考え方を示している¹¹ ところであり、今般示された修正原案であれば国内のルールと矛盾しないことから、Q&A における考え方及び各メンバーの意見を踏まえつつ、我が国の実情に支障が生じない合理的な修正内容となるよう適宜対処したい。

仮議題 7 緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン（ステップ 4）

（経緯）

CCFL46（2021 年）において、米国から「非常時における食品表示除外」は新型コロナウイルス感染症のパンデミック下において得られた知見があること等から、討議文書を用意する旨申し出があり、CCFL の責任の範囲内において、討議文書を作成することとなった。

CCFL47（2023 年）では、いくつかの国又は地域で実際に食品表示規制の柔軟な適用について検討又は実施されたことが示され、このことは新規作業の有用性を示すものとされ、米国を議長とする EWG の設置が合意された¹²。EWG では、ガイドラインの有用性、取り扱う範囲、「緊急事態（emergency）」や「柔軟性（flexibility）」等の定義の必要性、緊急事態の判断基準などについて議論された。

CCFL48（2024 年）では、EWG の議論を踏まえて更新されたプロジェクトドキュメント及びガイドライン草案に基づき議論が行われた。その結果、プロジェクトドキュメントに必要な修正を加えた上で、総会に新規作業開始の承認を求め、米国を議長とする EWG を設置し作業を行うことに合意した¹³。

¹¹ 食品表示基準 Q&A P122-126 第 2 章 加工食品 加工-241～加工-246

¹² 第 107 回コーデックス連絡協議会資料 P36 [107-1.pdf](#)

¹³ 第 115 回コーデックス連絡協議会資料 P64 [115-2.pdf](#)

その後の EWG において、日本はガイドライン草案に対し、「日本では、大規模な自然災害が発生した際などには、食品表示の弾力的運用の課長通知を発出し、食物アレルギー表示及び消費期限以外の義務的表示事項については表示されていなくても当面の間取締りを行わないという対応をとっていることも踏まえ、災害発生状況については国により事情が異なることから、各国の管轄当局が食品表示の弾力的運用について検討することが望ましく、本ガイドラインは具体的で複雑なものではなくハイレベルなものとするべき」との意見を提出している。

今次部会においては、EWG での議論を踏まえて修正されたガイドライン草案について議論する予定である。

(対処方針)

今次部会における討議文書 (CX/FL 26/49/7) に記載のとおり、本ガイドラインはハイレベルかつ非規範的なものとするべきであると考えているところであるが、修正されたガイドライン草案ではこうした点が踏まえられていることから、支持して差し支えない立場で、適宜対処したい。

仮議題 8 今後の作業と新たな課題

仮議題 8.1 アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案

(経緯)

CCFL45 (2019 年) において、アルコール飲料の表示に関する文書に関して次の 5 つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHO からは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格 (「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」等) でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

CCFL46 (2021 年) では、COVID19 が原因で討議文書は準備できなかったが、引き続き討議文書の作成を行いたい旨ロシアから発言があった。今次会合では本件に係る議論は行われなかったが、WHO から、この議題は公衆衛生上有益であるため、討議文書

の作成を支援する旨の発言があり、次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。

CCFL47（2023年）でも討議文書は準備されていなかった。ただし、WHOとEUROCAREから議場内配布文書（CRD）が提出されていたこともあり、本議題を部会のアジェンダとして残すか否かが議論された。WHOの担当者は本議題の重要性について強調し、これに賛同する加盟国もあったが、この議題を主導しようとする加盟国は現れなかった。WHOはそこで、WHO自身が討議文書を作成する旨を提案した。加盟国でもないWHOが討議文書を作成することに疑問を呈する加盟国もあったが、コーデックス事務局は、FAOまたはWHOの事務局長が議題を設定することができるかと述べた。コーデックス事務局は、コーデックスの表示に関する既存の文書はアルコール飲料にも適用されているが、にも拘わらず一部の加盟国においてはそのように適用されているように見えないと述べた。次回会合でもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会を取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書（CL）を発出すること、CLの結果に基づいてWHOが討議文書を作成することが、合意された。

CCFL47後発出されたCLは、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。

- ①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。
- ②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要があるとまでは言えない。
- ③アルコール飲料の各種規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。
- ④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

なお、その後のCCFL48にてWHOから出された討議文書では、CLへの回答を分析した結果、多くの国がアルコール飲料の表示について新しい取り組みを行うことに賛同している、と結論付けている。

おって、各国のCLへの回答を確認すると、例えばEU、米国、カナダは、第1問、第2問の回答欄は空欄のままでアルコール飲料の表示に関して、既存のさまざまなルールに上乗せしてコーデックスが新たな文書を作成する必要はないと回答している。

また、英国やニュージーランドは（日本と同様）回答欄にも記入したうえで、コーデックスが新たな文書を作成する必要はないとのコメントを記入している。

CCFL48（2024年）では、討議文書にて、WHOは、以下の事項を検討するよう部会に勧告した。

- ①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定
- ②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定
- ③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正

新たな作業を行うことを支持する加盟国もあった一方、我が国も含め複数の国から、既存のコーデックス文書はアルコール飲料もカバーしており作業の必要性が認められない等の意見があった。

明確なプロジェクトドキュメントの作成や作業の主導を申し出る加盟国がおらず、実施する作業の範囲も合意できていない中で、CCFLとして作業を進めるのかどうか決定することができなかったことから、本作業については将来作業の目録の中に留め置くことになった。

今次部会では、タンザニアが、アフリカ諸国、ノルウェー及びWHOの協力を得て、以下の通り部会に提案している。

- ①既存のコーデックス規格では、アルコール飲料特有の表示や健康上の警告表示等の表示事項の記載がないため、既存のコーデックス規格の改正作業を行うことを提案する。
- ②今回の部会で賛同が得られるのであれば、次回部会に向け、改正の草案を作成する電子作業部会を設立したい。

（対処方針）

アルコール飲料の表示規則については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきであり、既存のコーデックス規格の改正作業の必要性は認められないとの立場を維持し、適宜対処したい。

仮議題 8.2 既存のコーデックス文書に定められている『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定について、より統一的な適用を図るための指針的定義に関する新規作業提案

（経緯）

GSLPF及び栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)をはじめとしたコーデックス文書においては、食品の容器包装における最大表示可能面積が一定以下の場合又は「小型単

位 (small units)」である場合、原材料、ロット識別、日付表示及び保存方法並びに栄養成分等の義務表示を省略できることとなっている。しかしながら、「小型包装 (small packs/packages/packaging)」については明確な定義が存在していないものの、栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)をはじめとしたいくつかのコーデックス文書においてこれらの用語が用いられている。

こうした中、CCFL47 (2023 年) において、国際チューインガム協会 (ICGA) から、各国間で表示規制の適用免除対象となる「小型包装 (small packs)」の定義にばらつきがある現状を踏まえ、貿易障壁の低減及び消費者保護の観点から「小型包装 (small packs)」の定義の再検討を提案する可能性が示唆された。

CCFL48 (2024 年) では、ICGA から容器包装前面栄養表示 (FOPLNL) との関係を含め、小型包装の基準を見直す提案があったものの、いずれの加盟国からも正式な支持や作業主導の申出はなく、本件を将来の作業の目録に留め置くこととなった。

今般、ICGA から、GSLPF 及び栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)に規定された小型包装に関する免除規定について、各加盟国の実施状況に関する包括的な情報収集をすること及び当該情報を踏まえて「小型包装 (small packs)」という用語の解釈に関する追加的な指針を策定することを目的とする新規作業の提案があった。

今次部会では、ICGA から提出された文書に基づき、本新規作業提案について議論する予定である。ICGA から提出された新規作業のプロジェクト文書においては、本作業の目的や検討事項等について以下の言及がある。

- ・ 目的及び範囲：「小型包装 (small packs)」として販売される包装食品についての指針的定義を策定すること。ただし GSLPF セクション 6 に規定されている「小型単位 (small units)」の免除規定を修正するものではない。
- ・ 主な検討事項：
 - ・ 指針的定義の構成要素
 - ・ 実施に当たっての文脈的基準
 - ・ 定義を収載すべき文書の位置づけ
 - ・ その他、検討過程で生じる関連事項
- ・ FAO/WHO による科学的助言は必要とせず、外部機関からの技術的意見は現時点では想定されない。
- ・ 想定されるタイムライン：2 回の CCFL 会合で完了することを想定。

(対処方針)

我が国では、食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) の規定に基づき、一般用加工食品の表示は「容器包装」に対して行うこととなっている¹⁴ ことに加え、容器包

¹⁴ 食品表示基準 (平成 27 年内閣府令第 10 号) 第 2 条第 1 項第 6 号において食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 4 条第 5 項を引用。なお、食品衛生法第 4 条第 5 項においては、容器包装とは「食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品又は

装の表示可能面積がおおむね 30 平方センチメートル以下である一般用加工食品にあつては、原材料名、内容量及び栄養成分等の義務表示事項を省略できる¹⁵こととなっている。なお、「容器包装」は、通常容器外装として解されており、「包装 (packs)」か「単位(units)」かに関わらず、原則として容器外装に対して表示を行う義務及びその省略が法令上定められているところ。

これまでのところ、我が国においてこの規定の解釈に関する疑義及びそれに伴う課題が生じていないことから、積極的に当該提案を支持する必要性はないと考えているものの、作業の必要性についての提案オブザーバー等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、我が国における実情に支障が生じないよう適宜対処したい。

添加物を授受する場合そのまま引き渡すもの」と規定されている。

¹⁵ 食品表示基準第3条第3項及び第4条

第49回コーデックス食品表示部会 (CCFL49) 主な検討議題について

令和8年4月
消費者庁食品表示課

第49回コーデックス食品表示部会 (CCFL49) : 仮議題一覧

番号	議題名
1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
2.1	香辛料の食品表示における原産国の義務表示に加えた『収穫国 (country of harvest)』の使用について
3	FAO/WHOから提起された関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討(承認)
5	包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の附属書：予防的アレルギー表示 (PAL) の使用に関するガイドライン (ステップ7)
6	包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985) の改正：ジョイントプレゼンテーション及びマルチパック形態に関連する規定 (ステップ4)
7	緊急時における食品表示規定の適用に関するガイドライン (ステップ4)
8	今後の作業と新たな課題
8.1	アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案
8.2	『小型包装』への表示規定の適用及びそれに関連する免除規定についての指針的定義に関する新規作業提案
9	その他の事項
10	次回会合の開催日と開催地
11	報告書の採択

仮議題2.1：スパイスの「収穫国」表示について

背景と議論の経過

背景

- スパイスの「収穫国」表示については、スパイス・ハーブ部会(CCSCH)などで数年前から議論されてきた。
- 前回のCCFL48において、サフランの規格については原産国に加えて収穫国を義務表示事項とする条項について、コンセンサスが得られず、第47回コーデックス総会(CAC47)及び第87回執行委員会(CCEXEC87)で検討するよう付託された。
- CAC47において、スパイスの「収穫国」表示の使用に関する電子作業部会(EWG)をCCFLで設立するよう要請があり、「収穫国」表示の使用に関する討議文書が接到したところ。
- 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格(GSLPF:CXS 1-1985)セクション4.5には、表示義務事項として原産国が挙げられている。
(GSLPF 4.5.2 仮訳)
ある食品がその性質を変化させる加工を別の国で受ける場合、表示については、当該加工が施された国が原産国と見なされなければならない。

主な論点

- GSLPFセクション4.5の解釈（「性質の変化」や「原産国」の定義など）
- CCFLで「収穫国」を定義することの是非
 - スパイスの加工プロセスに基づきGSLPFが改定された場合、他の品目にまで意図しない影響が及ぶおそれが指摘されている

対処方針

- EWGが示している結論は、GSLPFの規定はサフランの表示にも適用可能であり、「収穫国」表示は任意表示であるべきという我が国の立場と整合的であり、支持して差し支えない。

2

PALにおけるこれまでの経緯

2017年
(CCFL44)

今後の作業に係る議論にて、オーストラリアが議長となり、英国と米国が協力し討議文書を作成することに合意

2019年
(CCFL45)

次の議題について討議を開始

- 包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）の改訂
- 予防的アレルギー表示（PAL）ガイダンスの新規策定

2023年
(CCFL47)

EWGを再設置してCCFL48に向けて引き続き作業を行うことに合意（ステップ2に差戻し）

CCMASに対し、食品中のアレルギー（タンパク質）を測定するためのサンプリングを含む分析法の提案を求めることに合意。

2024年
(CCFL48)

米国を議長、オーストラリアと英国を共同議長とするEWGを再設置してCCFL48に向けて引き続き作業を行うことに合意（ステップ5）

FAO/WHOに対し、定性的リスク評価に関するガイダンス、グルテンを含む穀物又はグルテンの参照容量（RfD）又は濃度に関する科学的助言等を提供するよう求めることに合意。

～2026年

2回のEWGを実施

分析・サンプリング法部会(CCMAS)にて食品中のアレルギーを測定するための分析法の議論を実施

FAO/WHOにてグルテン等に関する議論を実施

3

CCFL48における主な結論

1	PAL ガイドライン原案についてステップ 5 での予備採択のため、CAC47 に進めること。
2	CCMASにPAL ガイドライン原案の進展について知らせ、CCFL49 までに適切な検査法についての助言を提供するよう促すこと。
3	食品衛生部会(CCFH)に対し、以下について知らせること。 (a) PAL ガイドライン原案の進展 (b) FAO/WHO に対する、定性的リスク評価に関するガイダンス提供に係る要請
4	CCFL によるPAL に係る作業が完了次第、CCFL はCCFH に対し、PAL に関係するリスク評価の実行に係る情報を食品アレルギーに関するガイドライン(CXC80-2020)に含める検討を要請すること
5	FAO/WHO に対し、以下を提供するよう要請すること (a) 定性的リスク評価に関するガイダンス (b) グルテンを含む穀物又はグルテンのRfD 又は濃度に関する科学的助言 (c) PAL とリスク評価に関する各国のキャパシティビルディングの活動

4

コーデックスにおけるアレルギー表示に係る文書

食物アレルギー表示

- ・一般的なアレルギー表示については、包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) にて規定
- ・予防的アレルギー表示については、GSLPFの別添として、GUIDELINES ON THE USE OF PRECAUTIONARY ALLERGEN LABELLINGを議論中

予防的アレルギー表示（定義） Precautionary Allergen Labelling

食物アレルギーの意図しない混入のリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言

“Precautionary allergen labelling” is a statement made in the labelling of pre-packaged foods to indicate a risk from the unintended presence of a food allergen(s) due to cross-contact with an allergenic food that has been identified by a risk assessment.

非意図的混入に対する表示について

日本の制度

食品表示基準に基づく食物アレルギー表示の運用

タンパク質量	原材料としない（防ぎきれない混入）			常に数μg/g含有レベル以上含有
	含有しない	数μg/g含有レベルに満たない含有	数μg/g含有レベル以上含有	
アレルギー表示	① 表示不可	② 表示の必要はない	③ 注意喚起表示※を推奨	④ アレルギー表示をする必要がある（義務）

低 ← 総タンパク質量の濃度レベル → 高

※例：この製品は〇〇を使用した製品と同じラインで製造しています。

PAL表示

アレルギーを含有する可能性（may contain）を表示する場合の規定

タンパク質量	意図しない混入		
	含有しない	アクションレベル※未満	アクションレベル以上
現状（規定なし）	○	○	○
ガイドライン作成後	×	×	○
日本	×	×	△

※参照用量（食品由来の総タンパク質量mg） / 摂取食品の量（1回の食事量kg）

PALガイドラインの趣旨

科学的根拠に基づいた表示

➡ 日本では対応済み

6

CCFL49における主な論点

1 「4. 一般原則」、「5. 表示方法」における文言修正（shall/should/only）

2 「4. 一般原則」におけるグルテンに係る修正（参照容量等）

3 「5. 表示方法」における“may contain”の表現に係る修正（“equivalent words”の解釈）

4 CCMAS45から送付された分析法のリストを踏まえた議論

対処方針

- 現行の日本の意図しないアレルギーの混入に対する表示の考え方（任意表示であること、改善措置を図っても混入してしまう場合に表示すること、科学的根拠を基に表示すること、数ppmレベルの管理であること等。ただし、日本の場合、常に数ppm検出する場合は義務表示となる。）と基本的に整合することから、EWGの提案を支持。
- ただし、4.3.1の表について小麦の総タンパク含有量に基づくRfD 5.0 mgを削除するとの意見が示された場合には、小麦のアレルギーはグルテン以外を検査のターゲットとすることがあることから、維持との立場で適宜対処。
- なお、使用される文言に限定をかけ、当該文言がアレルギー関連表示であることを明確にすることは、消費者の混乱を避け、健康被害を防止するために重要であることから、使用される文言に限定をかけようとする議論は支持。

step7 : 予防的アレルギー表示ガイドライン案 (概要) ①

1. 目的	予防的アレルギー表示 (PAL) が効果的に使用されるように、一貫し調和した方法について整えること。
2. 適用範囲	交差接触※による食物アレルギーの意図しない混入のリスクがあることを示すために包装食品のラベルに使用されるPALに適用。 ※ Allergen cross-contact : アレルギー食品や原材料が、当該アレルギー食品を含まないはずの他の食品に意図せず混入する場合に発生 (CXC 80-2020) 。
3. 定義	PAL : (リスク評価によって特定された) 交差接触による食物アレルギーの意図しない混入のリスクを示すために、包装食品のラベルに記載される文言

※1から3は合意済み

4. 一般原則	<p>① PALの使用は、適切なアレルギー管理を行っても意図しない混入を防止又は制御できない場合に限定されるものとする (shall) 。</p> <p>② PALを使用するかどうかの決定は、意図しないアレルギーの存在に係るリスク評価 (定量的リスク評価を含むがこれに限定されない) の結果に基づいて行うべきである (should) 。</p> <p>③ PALは、アレルギーの意図しない混入が、4.3.1の表の参照用量に基づくアクションレベルと同等かそれ以下に低減できないと証明できる場合に[のみ]使用される[ものとするべきである]。 [should only]</p>
5. 表示方法	<ul style="list-style-type: none"> ・GSLPFにおけるアレルギーの表示方法に係る規定が適用される ・「may contain」 (又は同等の文言) を用いなければならない など

8

step7 : 予防的アレルギー表示ガイドライン案 (概要) ②

4.3

CCFL49討議文書	CCFL48終了時
PAL should only be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.	PAL [shall / should] [only] be used when it is demonstrated that unintended food allergen presence cannot be mitigated to a level at or below the action level for a food allergen based on the reference doses in the table at 4.3.1.

Table 4.3.1

CCFL49討議文書	CCFL48終了時																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Reference dose (RfD) (mg total protein from the Allergen Allergenic Food)</th> <th>Reference dose (RfD) Total mg Gluten3bis from Cereals containing gluten</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Wheat</td> <td>5.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Barley3bis</td> <td>-</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>Rye3bis</td> <td>-</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>		Reference dose (RfD) (mg total protein from the Allergen Allergenic Food)	Reference dose (RfD) Total mg Gluten3bis from Cereals containing gluten	Wheat	5.0		Barley3bis	-	4.0	Rye3bis	-	4.0	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>Reference dose (RfD)(mg total protein from the allergen)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Wheat</td> <td>5.0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>		Reference dose (RfD)(mg total protein from the allergen)	Wheat	5.0		-
	Reference dose (RfD) (mg total protein from the Allergen Allergenic Food)	Reference dose (RfD) Total mg Gluten3bis from Cereals containing gluten																	
Wheat	5.0																		
Barley3bis	-	4.0																	
Rye3bis	-	4.0																	
	Reference dose (RfD)(mg total protein from the allergen)																		
Wheat	5.0																		
	-																		

3bis Rye and barley are cereals containing gluten and so have a gluten RfD assigned. Wheat is a cereal identified as a priority food of concern for both IgE-mediated allergies and coeliac disease, and so has an RfD for total protein as well as an RfD for gluten.

step7 : 予防的アレルギー表示ガイドライン案 (概要) ③

4.3.3

<p>CCFL49討議文書</p> <p><u>If a PAL statement for cereal(s) containing gluten [appears / is used] on the label, then the term “gluten free” shall not [appear/ be used] on the label [or in labelling].</u></p>	<p>CCFL48終了時</p>
--	------------------

4.4

<p>CCFL49討議文書</p> <p>PAL shall <u>should</u> be accompanied <u>complemented</u> by education/information programs <u>led by competent authorities</u> to ensure <u>proper</u> understanding and appropriate use of PAL by consumers, healthcare providers, food business operators, <u>and other stakeholders</u>.</p>	<p>CCFL48終了時</p> <p>PAL <u>shall</u> be <u>accompanied</u> by education/information programs to ensure understanding and appropriate use of PAL by consumers, health care providers and food business operators.</p>
--	--

10

step7 : 予防的アレルギー表示ガイドライン案 (概要) ④

5.2

<p>CCFL49討議文書</p> <p>PAL should <u>shall</u> appear as a separate statement directly under or in close proximity to the ingredient list (when present).</p>	<p>CCFL48終了時</p> <p>PAL <u>should</u> appear as a separate statement directly under or in close proximity to the ingredient list (when present).</p>
--	--

5.2bis

<p>CCFL49討議文書</p> <p><u>Where a food is exempt from declaring a list of ingredients, and no list of ingredients is present, PAL shall be declared in a prominent position on the label. Where a separate statement made in accordance with Section 8.3.2.1 of the GSLPF exists on the label, the PAL declaration shall be in the same field of vision as the separate statement.</u></p>	<p>CCFL48終了時</p>
--	------------------

step7 : 予防的アレルギー表示ガイドライン案 (概要) ⑤

5.2.1

CCFL49討議文書

A PAL statement shall commence with the words 'May contain' (or equivalent words such as 'may be present') and include the identified declare the allergenic food(s) using the specified names for the foods and ingredients as listed in sections 4.2.1.4 and where applicable 4.2.1.5 of the General Standard for the labelling of pre-packaged foods (CXS 1-1985).4bis,4ter

CCFL48終了時

A PAL statement shall commence with the words 'May contain' (or equivalent words) and include the identified allergenic food(s) using the specified names for the foods and ingredients as listed in sections 4.2.1.4 and where applicable 4.2.1.5 of the General Standard for the labelling of pre-packaged foods (CXS 1-1985).

4bis When gluten is present above the action level and the source of the gluten cannot be verified by risk assessment, the specified names of all cereals containing gluten (i.e. wheat, barley, and rye) shall be included in the PAL statement.

4ter In addition to the specified name of wheat, rye, and barley, the word 'gluten' may be used.

12

step7 : 予防的アレルギー表示ガイドライン案 (概要) ⑥

5.2.2

CCFL49討議文書

A PAL statement shall be declared in a clear and distinct manner such as through the use of contrast distinctly from surrounding text such as through the same font type, style or colour that contrasts from the surrounding text used for declarations in accordance with section 8.3.1 of the General Standard for the labelling of prepackaged foods (CXS 1-1985).

CCFL48終了時

A PAL statement shall contrast distinctly from surrounding text such as through the same font type, style or colour used for declarations in accordance with section 8.3.1 of the General Standard for the labelling of prepackaged foods (CXS 1-1985).

仮議題 6 : 包装済み食品の表示に関する一般基準の改正 : ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定 (ステップ 4)

背景と議論の経過

背景

- CCFL45において、コロンビアが詰め合わせ商品（ジョイントプレゼンテーションおよびマルチパックフォーマット）の食品の表示に関する議論文書を発表し、CCFL46（バーチャル）では、これらの包装形式では個々の食品の日付表示や原材料一覧などの情報が消費者に適切に伝達されない可能性があることが強調された。
- CCFL47にてEWGが設立され、CCFL48で検討される草案を作成することに同意した。
- CCFL48ではGSLPFの修正原案について議論されたものの意見がまとまらず、EWGを再設置の上議論を継続することとなった。
- 本文書におけるジョイントプレゼンテーション（Joint presentation）とマルチパックフォーマット（Multipack format）の定義は以下のとおり。
 - ジョイントプレゼンテーション…異なる性質の食品の 2 つ以上のユニットが外装容器に含まれ、消費時に補充または混合されるもの（例：ヨーグルトとシリアル詰め合わせ）
 - マルチパックフォーマット…外装容器と、別々に消費されることを意図した、同じまたは異なる包装食品の 2 つ以上のユニットで構成されるもの（例：異なる味のフライドポテトの個包装詰め合わせ）

主な論点

- 詰め合わせ食品の外装にGSLPFセクション 4 及び 5 の義務表示事項が表示されなければならない、外装と中身の包装の表示事項が異なる場合には、外装に当該食品の全体に係る事項が記載されなければならない。
- 原材料表示、内容量表示及び期限表示等の表示方法の明確化

対処方針

- 詰め合わせ食品には様々な種類があるため、食品表示における事業者の柔軟性を確保する必要がある。
- 日本国内では、原則として食品の容器外装に表示を行うこととなっており、今般示された修正原案の方向性と一致していることから、修正原案を支持する方針。

14

仮議題 6 : 包装済み食品の表示に関する一般基準の改正 : ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定 (ステップ 4)

8. 義務表示情報の提供

- 詰め合わせ食品において、包装が不透明な場合等により、内側の個々の製品の表示が読み取れない場合について、外装にはセクション 4（包装食品の義務的表示）及びセクション 5（追加義務的表示要件）に定められた事項の表示が必要とする規定（8.1.3.1）の追加が提案されている。

8. PRESENTATION OF MANDATORY INFORMATION

8.1 General

- 8.1.3. Where the container is covered by a wrapper, the wrapper shall carry the necessary information or the label on the container shall be readily legible through the outer wrapper or not obscured by it.

8. 義務表示情報の提供

8.1 一般

- 8.1.3. 容器が包装材によって被包される場合、当該包装材には必要な情報が付されていなければならない、若しくは当該容器表面のラベルが外側の包装材を通して容易に判読できなければならない、そうした包装材によってラベルが不明瞭となつてはならない。

8.1.3.1 A container of pre-packaged food that is sold as a single unit and consists of more than one identical or different individually packaged foods, whether intended to be consumed together or separately, shall include on the outer packaging the mandatory labelling information for that container, as set out in Sections 4 and 5, unless the mandatory labelling information is readily legible and discernible on at least one of each type of the individually packaged foods that make up the container.

[a. Any mandatory labelling information for the pre-packaged food that is sold as a single unit that is different to that on the individually packaged foods that make up the container must appear on the outer packaging. (e.g: Where the name and address required by Section 4.4 for the pre-packaged food sold as a single unit is different from that on the individually pre-packaged inner units, the name and address of the packer, distributor, importer, exporter or vendor of the single unit shall appear on the outer packaging.)]

- 8.1.3.1 単一のユニットとして販売され、同一又は異なる個包装食品が複数含まれる容器入りの包装食品（それらの食品が一緒に又は別々に喫食されることを意図しているかを問わない）については、当該容器を構成する各個包装食品の種類ごとに少なくとも一つに表示された義務表示事項が、容易に判読でき、かつ識別可能である場合を除き、当該容器の外装に、セクション4及び5に定める当該容器に関する義務表示事項を表示しなければならない。

[a.単一のユニットとして販売される包装食品に関する義務表示事項のうち、当該容器を構成する個包装食品に表示されている内容と異なるものについては、外装に表示しなければならない。（例：セクション4.4により求められる単一ユニットとして販売される包装食品の名称及び住所が、個包装された内包食品に表示されているものと異なる場合には、当該単一ユニットの包装者、流通業者、輸入者、輸出者又は販売者の名称及び住所を外装に表示しなければならない。）]

仮議題 6 : 包装済み食品の表示に関する一般基準の改正 : ジョイントプレゼンテーション及びマルチパックフォーマットに関する規定 (ステップ 4)

4. 包装食品の義務的表示

- ・ 詰め合わせ食品の原材料表示、正味内容量表示並びに期限表示及び保存方法に関して、マルチパック又はジョイントプレゼンテーション形式で販売される包装食品の表示に関する規定の追加が提案されている。

4.2 List of Ingredient

NEW Text to appear after existing text in 4.2.1:

(bis) For pre-packaged foods subject to section 8.1.3.1, either separate lists of ingredients for each type of individually packaged food that makes up the container, or a combined list of ingredients shall be declared, as appropriate to the nature of the food and whether the individually packaged foods are intended to be consumed separately or together.

(bis) セクション8.1.3.1の適用を受ける包装食品については、当該容器を構成する個包装食品の種類ごとにそれぞれ別個の原材料一覧を表示するか、又は統合した原材料一覧を表示するものとし、その表示方法は、食品の性質及び当該個包装食品が別々に又は一緒に喫食されることを意図しているかに応じて、適切に選択されなければならない。

4.3 Net contents and drained weight

4.3.4 For pre-packaged foods that are subject to section 8.1.3.1 and intended to be consumed separately, the net contents shall be declared by indicating:

- ・ **the total net contents of the pre-packaged food sold as a single unit; and/or**
- ・ **the number of individually pre-packaged foods per type and their respective net contents, either on the outer container or on the individually packaged foods that make up the container, if they can easily be counted and their net contents per type are clearly discernible and legible**

4.3.4 セクション8.1.3.1の適用を受け、かつ別々に喫食されることを意図した包装食品については、正味量は、以下のいずれか又は両方を表示することにより示さなければならない。

- ・ 単一のユニットとして販売される包装食品全体の総正味量。
- ・ 当該容器を構成する個包装食品について、種類ごとの個数及びそれぞれの正味量。ただし、これらが容易に数えられ、かつ種類ごとの正味量が明確に判読でき、識別可能である場合には、外装又は当該容器を構成する個包装食品のいずれかに表示することができる

4.7 Date marking and storage instructions

4.7.1 If not otherwise determined in an individual Codex standard, the following date marking shall apply, unless Section 4.7.1 (vii) applies:

4.7.1 (vi) bis: For pre-packaged foods subject to section 8.1.3.1, the best-before date, best quality-before date, use-by date, or expiration date shall be declared as the earliest date of the individually packaged foods that make up the container (if they differ), if the inner units have more than one type of date, the earliest date and the earliest use by or expiration date shall be listed— unless the use by or expiration date is already the earliest.

4.7.1 (vi) bis セクション8.1.3.1の適用を受ける包装食品については、賞味期限 (best-before date, best quality-before date)、消費期限 (use-by date) 又は使用期限/有効期限 (expiration date) は、当該容器を構成する個包装食品に表示された日付のうち最も早い日付 (それらが異なる場合) として表示しなければならない。個包装食品に複数の種類の日付表示がある場合には、最も早い日付及び最も早い消費期限又は使用期限/有効期限を併記しなければならない。ただし、消費期限又は使用期限/有効期限が既に最も早い日付である場合は、この限りでない。

16

仮議題 7 : 緊急事態における食品表示規定の適用 (ステップ 4)

背景と議論の経過

- ・ 近年の緊急事態の発生を受け、安全で十分な食糧供給を確保するために、多くの国が食品表示要件に一定の一時的な柔軟性を導入することを検討している。
- ・ 現在コーデックスの文書については、緊急事態に各国がとることのできる措置や検討すべき事項についての指針は示されていない。
- ・ CCFL47において討議文書が提出され、その後協議文書を通じて、このようなガイドラインが有益かどうか、取り扱う範囲はどの程度とすべきか、「緊急事態 (emergency) 」や「柔軟性 (flexibility) 」などの定義が必要かどうか、緊急事態かどうかの判断基準とはどのようなものであるべきかなどについて議論がなされた。
- ・ 協議文書における議論の内容をもとに、討議文書を更新し、ガイドライン草案のサンプルテキストが作成された。
- ・ CCFL48では、EWGの議論を踏まえて更新されたプロジェクトドキュメント及びガイドライン草案に基づき議論が行われた。その結果、プロジェクトドキュメントに必要な修正を加えた上で、総会に新規作業開始の承認を求め、米国を議長とするEWGを設置し作業を行うことに合意した。
- ・ その後のEWGにおいて、日本はガイドライン草案に対し、「日本では、大規模な自然災害が発生した際などには、食品表示の弾力的運用の課長通知を発出し、食物アレルギー表示及び消費期限以外の義務的表示事項については表示されていなくても当面の間取締りを行わないという対応をとっていることも踏まえ、災害発生状況については国により事情が異なることから、各国の管轄当局が食品表示の弾力的運用について検討することが望ましく、本ガイドラインは具体的で複雑なものではなくハイレベルなものとするべき」との意見を提出している。
- ・ CCFL49においては、EWGでの議論を踏まえて修正されたガイドライン草案について議論する予定である。

対処方針

- ・ 今次部会における討議文書 (CX/FL 26/49/7) に記載のとおり、本ガイドラインはハイレベルかつ非規範的なものとするべきであると考えているところであるが、修正されたガイドライン草案ではこうした点が踏まえられていると考えていることから、支持して差し支えない立場で、適宜対処したい。

仮議題8.1：アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案

背景と議論の経過

- CCFL45（2019年）において、アルコール飲料の表示に関する文書に関して次の5つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。WHOからは、消費者が容易にアルコール量を理解できる表示が必要等との主張があった。次回会合でもこの議題を検討すること、そのためにロシア、EU、インドが各国の意見を聞いて討議文書を用意することが合意された。
 - 勧告1 新たな規格の策定作業の開始
 - 勧告2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」等）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始
 - 勧告3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始
 - 勧告4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始
 - 勧告5 新規作業を開始しない
- CCFL46（2021年）及びCCFL47（2023年）では、討議文書は準備されなかったが、この議題の継続について議論がなされ、CCFL48においてもこの議題を検討すること、この議題に対しコーデックス委員会が取りうる将来の行動に関して事務局が回付文書（CL）を发出すること、CLの結果に基づいてWHOが討議文書を作成することが、合意された。
- CCFL47後发出されたCLは、第一問で、酒類の表示に必要な項目はどのようなものがあるかを聞き、第二問でコーデックスが酒類の表示に関する新規文書を作成することの要否を聞く、という構成だったが、日本は両問に回答するに先立って、以下の一般的意見を述べた。
 - ①食品に適用されるコーデックスの各種規格等は、日本では主に「食品表示基準」が担保している。当該基準は、食品表示に関連する既存のコーデックス文書同様、原則アルコール飲料を含む全ての食品に適用されている。
 - ②各国・地域では、既にアルコールを含む食品の表示が制度化されており、現時点で特段の不都合が生じている状況にはないと承知している。したがって、コーデックス食品表示部会が、アルコールを含む食品それぞれについて、表示の規定を設ける必要性があるとはまでは言えない。
 - ③アルコール飲料の各種規制（名称、原材料、表示等）については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきと考える。
 - ④もし、既存のコーデックス規格をアルコール飲料に適用しにくいという加盟国があったとしても、新しいコーデックス規格を策定するのではなく、既存のコーデックス規格及び関連文書を改訂すれば良いと考える。

18

仮議題8.1：アルコール飲料への食品表示規定の適用に関する新規作業提案

背景と議論の経過

- CCFL48（2024年）では、討議文書にて、WHOは、以下の事項を検討するよう部会に勧告した。
 - ①アルコール飲料向けの義務的表示事項の策定とその適用範囲の決定
 - ②コーデックス文書における「食品」の定義の見直しと「飲料」「ノンアルコール飲料」「アルコール飲料」の定義の策定
 - ③既存のコーデックス文書がアルコール飲料に適用される旨の新たな規定の追加や、上記①②を反映させた、既存のコーデックス文書の改訂・修正新たな作業を行うことを支持する加盟国もあった一方、我が国も含め複数の国から、既存のコーデックス文書はアルコール飲料もカバーしており作業の必要性が認められない等の意見があった。明確なプロジェクトドキュメントの作成や作業の主導を申し出る加盟国がおらず、実施する作業の範囲も合意できていない中で、CCFLとして作業を進めるのかどうか決定することができなかったことから、本作業については将来作業の目録の中に留め置くことになった。

対処方針

- CCFL49では、タンザニアが、アフリカ諸国、ノルウェー及びWHOの協力を得て、以下の通り部会に提案している。
 - ①既存のコーデックス規格では、アルコール飲料特有の表示や健康上の警告表示等の表示事項の記載がないため、既存のコーデックス規格の改正作業を行うことを提案する。
 - ②今回の部会で賛同が得られるのであれば、次回部会に向け、改正の草案を作成する電子作業部会を設立したい。
- アルコール飲料の表示規則については、各国・地域の法令や、各酒類の事業者団体による自主基準等に委ねられるべきであり、既存のコーデックス規格の改正作業の必要性は認められないとの立場を維持し、適宜対処したい。

仮議題8.2:「小型包装(small packs)」への表示規定の適用及び関連する免除規定についての新規作業提案

背景と議論の経過

- GSLPF及び栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)などには、食品の容器包装における表示可能面積が一定以下の場合又は「小型単位(small units)」である場合の原材料、ロット識別、日付表示及び保存方法並びに栄養成分等の義務表示の省略規定あり。
- しかし、栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)などでは、明確な定義の無いままに「小型包装(small packs/packages/packaging)」の用語が用いられている。
- これを踏まえ、CCFL47で国際チューインガム協会(ICGA)から「小型包装(small packs)」の定義を再検討する必要性が指摘された。
- CCFL48ではICGAから「小型包装」の定義を見直す提案があったものの、加盟国からの支持はなく、将来的な作業目録に留め置かれることとなった。
- CCFL49に向けて、改めてICGAから、以下の内容を含むプロジェクト文書が提出された。
 - 目的及び範囲：「小型包装(small packs)」として販売される包装食品についての指針的定義を策定すること。ただしGSLPFセクション6に規定されている「小型単位 (small units)」の免除規定を修正するものではない
 - 主な検討事項：指針的定義の構成要素、実施基準、指針的定義を収載すべき文書の位置づけ 等

対処方針

- 積極的に当該提案を支持する必要性はない
- 国内では、「小型単位」と「小型包装」について明確な概念上の区別はないものの、容器外装に表示を行うこととなっている。

20

仮議題8.2:「小型包装(small packs)」への表示規定の適用及び関連する免除規定についての新規作業提案

GSLPFにおける義務表示事項の適用除外規定

- 最大表示可能面積が10cm²未満の小型包装(small units)の場合には、原材料表示(4.2)、ロット識別(4.6)、期限表示及び保存方法(4.7)及び使用上の注意(4.8)の表示を省略可能である旨が規定されている。

6. EXEMPTIONS FROM MANDATORY LABELLING REQUIREMENTS

With the exception of spices and herbs, **small units**, where the largest surface area is less than 10 cm², may be exempted from the requirements of Section 4.2 and Section 4.6 to 4.8. This exemption does not apply to the declaration of foods and ingredients listed in Section 4.2.1.4, Section 4.2.1.7 and where applicable Section 4.2.1.5.

6. 義務表示事項の例外

香辛料及びハーブを除き、最大表示可能面積が10 cm²未満の小型の容器については、セクション4.2並びにセクション4.6から4.8までの規定の適用を免除することができる。ただし、この例外は、セクション4.2.1.4、セクション4.2.1.7、及び該当する場合にはセクション4.2.1.5に掲げる食品及び原材料の表示には適用されない。

仮議題8.2:「小型包装(small packs)」への表示規定の適用及び関連する免除規定についての新規作業提案

栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)における義務表示事項の適用除外規定

- 栄養成分表示は義務表示事項であるものの、小型包装の場合等には免除される旨が規定されている。

3. NUTRIENT DECLARATION

3.1 Application of nutrient declaration

3.1.1 Nutrient declaration should be mandatory for all pre-packaged foods for which nutrition or health claims, as

defined in the Guidelines for use of nutrition and health claims (CXG 23-1997), are made.

3.1.2 Nutrient declaration should be mandatory for all other pre-packaged foods except where national circumstances would not support such declarations. Certain foods may be exempted for example, on the basis of nutritional or dietary insignificance or **small packaging.**

3.1.2 栄養成分表示は、国内の事情により当該表示が適当でない場合を除き、その他すべての包装食品について義務とすべきである。ただし、栄養的又は食事的に重要性が低いこと、又は小型包装であることなどを理由として、特定の食品については免除される場合がある。

22

仮議題8.2:「小型包装(small packs)」への表示規定の適用及び関連する免除規定についての新規作業提案

その他のコーデックス文書における義務表示事項の適用除外規定

- 電子商取引を通じて提供される包装食品に関する食品情報の提供に関するガイドライン(CXG 104-2024)においてGSLPFの「小型包装(small unites)」表示義務免除規定が引用されている。

5. FOOD INFORMATION PRINCIPLES

The food information required to be provided on the label of a pre-packaged food or in associated labelling, shall be provided on the product information e-page of the pre-packaged food prior to the point of e-commerce sale, except to the extent otherwise expressly provided in these guidelines, or any other Codex text. This includes the following food information indicated in:

- Section 4 and Section 5 of the General standard for the labelling of pre-packaged foods except information required by 4.6 and 4.7.1.;
- Section 3 of the Guidelines on nutrition labelling (CXG 2-1985); and
- any other relevant Codex text.

A statement shall appear on the product information e-page prior to the point of e-commerce sale to direct the consumer to check the food information on the physical label before consumption.

The labelling exemption of **small units as outlined in Section 6 of the General standard for labelling of pre-packaged foods does not apply unless allowed in specific circumstances by competent authorities.**

The food information about the pre-packaged foods offered for sale in e-commerce shall be provided to the consumer without a charge to access the information.

包装食品の一般表示基準のセクション6に規定される小型ユニットに対する表示免除は、所管当局により特定の状況において認められる場合を除き、適用されない。

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 29 回油脂部会**

日 時：2026 年 2 月 9 日（月）～2 月 13 日（金）

場 所：クアラルンプール（マレーシア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及び WHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) 等からの関心事項
4	米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性 (名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999))
5	トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改訂案 (ステップ 4)
6	微生物由来オメガ 3 油の規格案 (ステップ 4)
7	許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 の付属書 II) の見直し
8	オリーブ油およびオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂
8. 1	ピロフェオフィチン (PPP) およびジグリセリド (1,2-DAG) に関する科学データ・情報収集の進捗状況
8. 2	オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の 3.2.3 の注釈 (ディシジョンツリー) に関するデータ収集に関する枠組みの策定
討議文書	
9	新規作業や既存の規格改訂作業に関する提案
9. 1	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (シアバターを追加) に関する討議文書
9. 2	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (バージンココナッツ油の追加) に関する討議文書
9. 3	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更) に関する討議文書
9. 4	シーバックソーン油の新規個別規格の策定に関する討議文書
その他	
10	その他の事項
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 29 回コーデックス油脂部会 (CCFO) 報告書

1. 日 時 (本会合) 2026 年 2 月 9 日 (月) ~ 2 月 11 日 (水)
 (報告書の採択) 2026 年 2 月 13 日 (金)

2. 場 所 : クアラルンプール (マレーシア)

3. 参加 (登録) 国及び国際機関 :

47 加盟国、1 加盟機関 (EU)、9 オブザーバー機関

4. 出席者

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

係長 石塚 隼人 (団長)

農林水産省消費・安全局食品安全政策課 課長補佐

吉田 知太郎

消費者庁食品表示課 課長補佐

大出 迪子

消費者庁食品表示課保健表示室 課長補佐

松山 紗奈江

5. 結果概要

議題 1. 議題の採択¹

議題案のとおり採択された。

議題 10 において、エジプトから、「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) への「精製油 (Refined Oils)」と「粗油 (Crude Oils)」の定義の追加」に関する議論を追加したいとの提案があり、今部会は合意した。また、会期中に以下の 2 つのセッション間作業部会 (IWG) を設置することが提案され、今部会は合意した。

- トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改訂案 (議題 5) 議長国 : カナダ
- 手続きマニュアル (「作業プライオリティの設定規準」等) に基づく新規作業提案 4 件の提案内容の評価 (議題 9) 議長国 : 英国

¹ CX/FO 26/29/1, CRD04, CRD18; CRD27

議題 2. コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項²

コーデックス事務局から、第 47 回および第 48 回コーデックス総会（CAC）等からの決定事項を報告。

食品添加物部会（CCFA）から、「ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格」（CXS 256-1999）におけるラウリン酸アルギネートエチルエステル（INS 243）を保存料として使用することに関する技術的正当性について議論した。米国において微生物の増殖を抑制するために 200 mg/kg で使用が認められていたが、その他の国においては使用が認められていなかったため、保存料として使用することに関する技術的正当性についての合意が得られなかった。今部会はこのことを CCFA へ報告することに合意した。

議題 3. FAO 及び WHO（FAO/WHO 食品添加物専門家会議（JECFA）を含む）等からの関心事項³

FAO より、第 101 回 JECFA（2025 年）における無機ヒ素及び有機ヒ素の評価を含む最近及び今後の科学的評価、栄養関連の取組、FAO の組織的活動並びに関連技術報告書の公表状況について報告がなされた。

WHO より、2018 年に WHO が 2025 年までの工業由来トランス脂肪酸（iTFA）の世界的排除を提唱し、これまでに 65 か国（2024 年以降 6 か国追加）がベストプラクティス政策を導入した一方、世界人口の約半数は依然として保護されていない状況にあると報告された。WHO は技術支援、政策ガイダンス、能力構築等を通じて加盟国支援を継続しているとした。また、iTFA 推計手法検証を目的とした牛乳中脂肪酸組成データの募集⁴、乳児用粉乳の微生物リスク評価に関する FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議（JEMRA）の専門家・データ募集（2025 年 6 月専門会合開催予定）、並びに健康的な食事及び政策措置に関する WHO ガイドライン（公表済及び策定中）についても紹介された。

国際オリーブ評議会（IOC）より、脂肪酸、カンペステロール、 Δ 7-スチグマステロールに関する研究実績及びピロフェオフィチン（PPP）、ジアシルグリセロール（DAGs）、ステロール類、オリーブ粕油に関する研究の継続を報告し、オリーブ油及びテーブルオリーブ分野の主要政府間機関として、コーデックスへの科学的支援を継続する意向

² CX/FO 26/29/2 & Add.1; CRD05; CRD24; CRD27; CRD30

³ CX/FO 26/29/3 & Add.1; CRD06; CRD24; CRD27; CRD30

⁴ [WHO: Public call for data on fatty acid composition of bovine milk](#)

が表明された。

議題 4. 米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性（名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999））⁵

（議論）

第 28 回 CCFO（2024 年）において、「名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）」に記載されている米ぬか油中の γ -オリザノールの測定方法（分光法。以下「現行法」という。）に関する「分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）」への移行に関する議論が今部会に持ち越されていた⁶。コーデックス事務局は、現行法が現在も目的に適合（fit for purpose）しているか、より適した代替方法があるかを回付文書により照会したところ、現在も目的に適合していることが確認されるとともに、CXS 234-1999 に Type IV 分析法として移行することへの支持があった。また、代替方法として高速液体クロマトグラフ(HPLC)法も Type IV 分析法としたいとする意見が寄せられた。中国から、中国国内における試験室間妥当性確認試験により、現行法の妥当性が確認されたことから Type III 分析法として CXS 234-1999 へ収載することが提案されるとともに、現在、分光法と HPLC 法について ISO 分析法としての承認手続き中であり、承認後に CXS 234-1999 へ追加することの提案があった。

（結果）

今部会は、現行法が引き続き目的に適合していることを認め、規定、方法、原理及びタイプ分類（Type III）を CCMAS に報告し、CXS 234-1999 への追加を要請することに合意した。また、今後、分光法と HPLC 法が ISO 法として承認された場合には、CXS 234-1999 への収載を要請することに合意した。

議題 5 トランス脂肪酸（TFA）の摂取量削減を目的とした油脂規格改訂案（ステップ 4）⁷

（経緯）

第 28 回 CCFO において、部分水素添加油脂（PHO）使用禁止及び iTFA 上限値規定を以下の 3 規格に追加する改訂作業を開始することに合意した。

- ・ 個別食品規格がない食用油脂の規格（CXS 19-1981）

⁵ CL 2024/38-FO; CX/FO 26/29/4 & Add.1; CRD07; CRD24; CRD27; CRD30

⁶ 第 110 回コーデックス連絡協議会資料 <https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

⁷ CL 2025/79-FO; CX/FO 26/29/5 & Add.1; CRD02; CRD08; CRD20; CRD23; CRD27; CRD28; CRD29; CRD30; CRD38

- ・ ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格 (CXS 256-1999)
- ・ 動物油脂の規格 (CXS 211-1999)

我が国から、iTFA 削減に係る各国のアプローチが異なる可能性を考慮し、PHO の使用禁止と iTFA の上限値設定への対応には十分な柔軟性を確保すべき旨発言し、提案文書に反映された。カナダとサウジアラビアを議長とする電子作業部会(EWG)を設置し、規格改訂案を作成・議論することに合意した。⁸

EWG には、我が国を含む 24 加盟国・地域、6 オブザーバーが参加した。2 回のコメント募集があり、我が国は、一貫して、各国・地域における取組の柔軟性を確保する必要性をコメントし、EWG 議長もそれを考慮した。

今部会に向けて提示された規格改訂案 (CX/FO 26/29/5) では、PHO 使用禁止及び iTFA 上限値設定並びに関連分析法が盛り込まれたが、「各国規制当局は義務的措置として導入すべき」といった書きぶりが含まれていた。我が国は、ほかの個別食品規格の書きぶり（規格対象の食品や成分を主語とした書きぶりが多い。）との整合性や各国の対応の柔軟性確保の観点から懸念を表明するとともに、分析法の妥当性に関する情報が十分でなく、コーデックス分析・サンプリング法部会 (CCMAS) での検討に支障が生じるおそれがあることを指摘していた。

(議論)

① IWG での議論

EWG 議長を務めたカナダから、会合直前に、各国コメント (CX/FO 26/29/5-Add.1) を反映した改訂案 (CRD20) が議場配付資料として提示され、これを用いて本会合 1 日目にカナダを議長とする IWG が開催された。

我が国を含む各国から柔軟性確保の重要性が指摘されたことを受け、当初案にあった「各国規制当局は義務的措置として導入すべき」との記載は CRD20 では削除された。

(CRD20 案 仮訳)

以下の規定は、本規格の対象製品に適用される。

- 最終製品中の工業的に生成された TFA の量は、総脂肪酸 100 g 当たり 2 g を超えてはならない。及び／又は
- PHO の製造及び使用は禁止される。

CRD20 は、個別食品規格としての書きぶりに整合し、各国の対応の柔軟性が確保さ

⁸ 第 110 回コーデックス連絡協議会資料 https://www.maff.go.jp/j/syouan/ki_jun/codex/attach/pdf/110-1.pdf

れた内容となっていたことから、我が国は支持を表明した。ブラジル、インド、米国等も支持を表明したが、EU、英国、エジプト、チュニジア等が反対を表明した。

EU は、1つの規定に2つの選択肢を併記することは、貿易上の煩雑さや遵守状況の検証方法の観点から問題があるとして、b)を削除して単文の規定とすることを提案し、WHO やサウジアラビア等がこれを支持した。一方、PHO 使用禁止措置を講じる国々は、TFA 低減対策としての PHO 使用禁止措置の有効性と、WHO が a)と b)の双方をベストプラクティスとしている点を理由に b)の削除に反対し、当該論点は部会での議論に持ち越された。

また、b)に関連して、PHO 禁止規定の適合性確認に原材料表示や工程管理記録等の非分析的手法の活用を認める脚注案、PHO 及び完全水素添加油脂 (FHO) の定義についても検討された。脚注の要否や、定義にヨウ素価⁹又は iTFA 濃度¹⁰の記載を含めるか否かについては各国の規制状況との関係から意見が分かれた。これらの論点は、PHO 使用禁止及び iTFA 上限値規定の最終的な内容に依存することから、当該規定の議論後に改めて検討することとされた。IWG では分析方法の詳細な議論には至らなかった。

② 今部会での議論

EWG/IWG 議長のカナダから、IWG の報告書が議場配付資料 (CRD2) として提示され、本件について部会では2日間にわたり議論が行われた。

まず、FHO の定義については、PHO 使用禁止及び iTFA 上限値に係る規定案の中で出てこない用語であることから、削除することで合意した。

PHO 使用禁止及び iTFA 上限値規定については、EWG 議長国のカナダから柔軟性を確保する観点から PHO 使用禁止の文言を維持しつつ、各国の規制枠組みに委ねるといふ文言を追記する折衷案が提示されたが、規定の明確化を主張する EU からの歩み寄りにはなかった。WHO は、2つのオプション (PHO 使用禁止及び iTFA 上限値規定) はいずれも REPLACE の下で国際的に認識されたベストプラクティスであると強調し、PHO 使用禁止は製造工程の上流段階で iTFA 生成を抑制する手段であるのに対し、iTFA 上限値規定は最終製品段階での管理を担保するものであると説明した。両オプションにはそれぞれ強みと限界があるものの、各国の経験に基づき形成され、いずれも iTFA の摂取量削減に寄与してきた実績があることから、両オプションを維持することは正当化され得る一方、合意形成のための適切な文言調整が必要であると述べ

⁹ ヨウ素価は不飽和度の指標であり、ヨウ素価 ≤4 を完全水素添加油と実務上定義している国がある (米国・カナダ等)。

¹⁰ 脂肪 100 g 当たり 2 g を iTFA の上限値とする国・地域がある (EU 等)。

た。議長は、本件について今部会での合意形成は困難であるとの認識を示し、規格改定の主目的である PHO 使用禁止及び iTFA 上限値をどのように規定するかについて合意が得られるまで議論を中断することを提案した。

会議後、今後の議論の基礎となるよう、FHO の定義の削除、PHO 使用禁止及び iTFA 上限値規定及び関連脚注、PHO 及び iTFA の定義等に関する議論の経緯を整理した議場配付資料 (CRD38) が、レポート案と同日に提示された。

(結論)

部会は以下に合意した。

- i. 本作業をステップ 2/3 へ差し戻す。
- ii. サウジアラビアを議長、EU を共同議長とする EWG を設置し、PHO 使用禁止及び iTFA 上限値規定、PHO 等の定義、分析方法等を、これまでの提出コメント、今部会での議論、CRD38 を踏まえて改訂する。

議題 6. 微生物由来オメガ-3 油の規格案 (ステップ 4)¹¹

(経緯)

第 28 回 CCFO において、オブザーバーである GOED (Global Organization for EPA and DHA Omega-3s) から個別食品規格の策定が提案された微生物由来オメガ-3 油について、米国を議長、中国を共同議長とする EWG が設置された。EWG が作成した規格案について事前にコメント募集があり、そのコメントを考慮して改訂された規格案 (CRD21) を用いて今部会での議論がなされた。

(議論)

微生物由来オメガ 3 油とは、人の摂取を目的として、微細藻類を含む微生物に由来し、長鎖オメガ 3 多価不飽和脂肪酸 (エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)) の合計が 15% (w/w(脂肪酸)) 以上含まれるものとされ、今回対象となったものは以下の微細藻類を使用して製造されているものとされた。

- ・ *Cryptocodinium* 油 : *Cryptocodiniaceae* 科 *Cryptocodinium* 属に由来。
Cryptocodinium cohnii 等
- ・ *Schizochytrium* 油 : *Thraustochytriaceae* 科 *Schizochytrium* 属に由来 (過去 *Schizochytrium* 属に分類されていた *Aurantiochytrium* 属、*Hondae* 属、*Oblongichytrium* 属及び *Thraustochytrium* 属の種を含む)。

¹¹ CL 2025/80-FO; CX/FO 26/29/6 & Add.1; CRD09 Rev.2; CRD21; CRD22; CRD25; CRD27; CRD29; CRD30

Ulkenia 油：Thraustochytriaceae 科 Ulkenia 属に由来

「名前の付いた微生物由来オメガ-3 油 (Named microbial omega-3 oils)」の定義文にある「安全な食経験 (history of safe use)」の記載について、WHO が、製品が「安全な食経験」を有するか否かを判断するためには、十分な科学的データを検討すべきであると述べたのに対し、EWG 議長から、「安全な食経験」を有するかどうかの判断は、当該油が販売される国毎の責任で行われ、その判断には使用された生物(微生物)の安全性に関する科学的データが使用されるとの見解が示された。

油の品質パラメータについて、EU は、アニシジン価(異臭・異味と関連)、TOTOX(酸化劣化の進行)、酸価(遊離脂肪酸の増加)を、規格案よりも低値に修正することを提案したが、GOED は規格案の値が業界内の最大基準であり、低値に変更した場合には遵守が困難となり得ることを指摘した。部会は継続検討とすることに合意した。

当初の規格案では、微生物由来オメガ-3 油は、特徴・用途が魚油に近いことから、「食品添加物に関する一般規格」(CXS 192-1995)の食品分類(Food Category (FC))のうち、FC2.1.3(動物油脂)に分類されるとし、FC2.1.3に該当する食品への使用が認められた食品添加物のうち、抗酸化剤、キレート剤及び乳化剤を使用することとしていた。日本から、製造に使用する微生物が微細藻類であることを鑑み、FC2.1.2(植物油脂)に分類することを事前に提案していた。部会では、EWG 議長及び中国(CCFA のホスト国)から、FC2.1.2 や FC2.1.3 ではない、新たな食品分類 FC2.1.4(微生物油脂)の創設を CCFA に要請することが提案され、部会は合意した。

汚染物質規定については、「食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格」(CXS 193-1995)に設定されている食用油脂中のヒ素(0.1 mg/kg)及び鉛(0.08 mg/kg)の最大基準値(ML)を適用すること、魚油同様、ヒ素は無機ヒ素(As-in)に関する注記を付記することを食品汚染物質部会(CCCF)へ要請することに合意した。

水分及び揮発分の分析法について Type I 分析法が 2 つ提案されているため、部会は CCMAS に対し、タイプ分類の見直し(いずれか一方の再タイプ付け)または 1 つのみの承認を検討するよう要請することに合意した。

また、マレーシアから、本規格案の最終採択までに、「個別食品規格がない食用油脂の規格」(CXS 19-1981)から微生物由来オメガ-3 油が対象外となるよう改訂する必要があるとの指摘があり、今部会は合意した。

(結論)

今部会は以下に合意した。

- ・ 微生物由来オメガ-3 油規格案を第 49 回 CAC にステップ 5 で送付する。
- ・ 添加物規定 (新たな FC02.1.4 の創設) を CCFA へ、汚染物質規定 (GSCTFF に設定されている食用油脂中のヒ素及び鉛の ML を当該規格へも拡張) を CCCF へ、表示規定を食品表示部会 (CCFL) へ、分析法規定を CCMAS へ送付する。
- ・ 未解決事項 (品質パラメータ等) について米国議長・中国共同議長の EWG を継続設置する。
- ・ CXS 19-1981 の整合的改訂 (微生物由来オメガ-3 油の除外) を検討する。

議題 7. 許容される前荷のリスト (CXC 36-1987 の付属書 II) の見直し¹²

(議論)

「前荷」とは、食用油脂をバルク (液体等の貨物を梱包せずに輸送する形態) で輸送する際、当該油脂を積載する前に同一の船舶、タンク又はコンテナで輸送されていた貨物を指す。前荷に起因する残留物が食用油脂に混入する可能性があることから、「バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987)」では、付属書 II として「許容される前荷のリスト」 (以下「許容リスト」という。) を定めている。第 23 回 CCFO (2013 年) において、許容リストの見直しを CCFO の常設議題とし、科学的知見の更新や国際的なリスク評価の進展を踏まえて見直すこととされた。

今部会では、マレーシアを議長とする EWG の検討結果を踏まえ、以下の点が議論された。

① 鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH) について

高度に精製された食用ミネラルオイル (中・低粘度、class II 及び III) への MOAH の上限値 (2.0 mg/kg) の設定の要否について議論があった。EU が MOAH には遺伝毒性発がん性が疑われているものがあるとして、定量的上限値の設定を主張した一方、FOSFA (油糧種子・油脂の国際団体) や EWG 議長は、前荷に対して通常は汚染物質の数値基準を設定していないこと、JECFA において食品用高度精製品のミネラルオイルが前荷の場合問題なしと評価済みであること等を理由に反対した。最終的に、数値基準は設定せず、従来どおりの記載を維持

¹² CL 2025/78-FO; CX/FO 26/29/7 & Add.1; CRD10; CRD24; CRD25; CRD27; CRD29; CRD30

することが支持された。同様に、ミネラルオイル（高粘度及び中粘度）には、「食品用高度精製品（highly refined food-grade）」との記載を付属書 II に追加した上で掲載を維持することとされた。

② 硝酸（CAS 7697-37-2）について

「禁止前荷リスト」（付属書 III）から削除し「許容リスト」へ移行させる提案が検討されたが、移行を正当化する十分かつ関連性のある科学情報が提出されていないことから、当面は「禁止前荷リスト」に留め、将来十分な情報が提出された段階で再検討することとされた。

③ エタノールについて

許容リストの記載を「変性アルコールは、変性剤が許容リストに含まれる場合のみ許容」と明確化する提案があった。未評価の変性剤の使用を防止する趣旨であったが、世界的に流通する変性エタノールの多くに含まれるデナトニウム安息香酸塩（Bitrex）が許容リストに掲載されていないことから、貿易への影響を懸念する意見が示された。最終的に合意には至らず、現行のエタノール記載を維持することとされた。

④ 許容リスト改訂提案テンプレート

許容リストの改訂提案に必要な情報を整理する標準テンプレートの策定が提案され、分析法の記載、遺伝毒性発がん物質の有無の明示、JECFA 評価がない場合の国・地域評価の考慮等を盛り込む方向で検討が進められた²⁰。当該テンプレートは第 30 回 CCFO の回付文書で試行され、最終化後、コーデックスの情報文書として公表することが予定されている。

（結論）

今部会は以下に合意した。

- i. 許容リスト改訂案を第 49 回 CAC へ送付する。
- ii. 追加改訂提案およびテンプレート意見募集のため回付文書を発出する。
- iii. マレーシアを議長とする EWG を設置する。

議題 8. オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂¹³

議題 8. 1. ピロフェオフィチン（PPP）及びジグリセリド（1,2-DAG）に関する

¹³ CX/FO 26/29/8

科学データ・情報収集の進捗状況¹⁴

(議論)

第 28 回 CCFO において、オリーブ油の品質指標 (PPP、1,2-DAG、酸価、過酸化
物価、官能検査等) に関する科学データの収集・評価を目的として、イタリアを議
長とする EWG が設置された。

今部会では、収集データが追加分析を行うのに十分か、追加分析を EWG で実施
するか、又は FAO 専門家協議に付託するか、さらなるデータ収集のため EWG を
再設置するかを検討することとしていた。

収集データは相当量に達しているものの、FAO による、PPP 及び 1,2-DAG の経
時変化に関する科学的分析 (品質指標としての妥当性・再現性・他の品質パラメー
タとの相関性の検証) を開始するのに十分かどうかについて意見が分かれた (EU
は直ちに分析を開始すべきと主張。一方、研究を継続中の国は研究完了を待つべき
と反対)。分析主体についても、EWG で実施すべきとの意見と、第 28 回 CCFO の
合意どおり FAO 専門家協議に付託すべきとの意見が対立した。

(結論)

今部会は、EWG が収集したデータは分析開始に十分であると判断し、FAO に専
門家協議の開催を要請する。併せて、今後行われる FAO のデータ公募には時間的
猶予があるため、進行中の研究データも提出可能とする。

FAO による本件の検討結果は、第 30 回 CCFO に報告される予定。

議題 8. 2. オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の 3.2.3 の注釈 (デ ィシジョンツリー) に関するデータ収集に関する枠組みの策定¹⁵

(議論)

第 47 回 CAC (2024 年) において、オリーブ油及びオリーブ粕油規格(CXS 33-
1981)の改訂を採択。この際、シリアから、脚注(c) のディシジョンツリー¹⁶に示さ
れた条件では、本物のバージンオリーブ油であっても真正と判定されないおそれが

¹⁴ CX/FO 26/29/8 Add.1; CRD11; CRD25; CRD26; CRD27; CRD36

¹⁵ CX/FO 26/29/8 Add.2; CRD12; CRD13; CRD24; CRD27; CRD30; CRD31; CRD33

¹⁶ (c) バージンオリーブ油について、 $\Delta 7$ -スチグマステノールが $>0.5\% \leq 0.8\%$ の場合、カンペステロール $\leq 3.3\%$ 、見かけの β -
シトステロール / (カンペステロール + $\Delta 7$ -スチグマステノール) ≥ 25 以上、スチグマステロール $\leq 1.4\%$ 、ECN42 $\leq |0.1|$ でな
ければならない。精製オリーブポマス油について、 $\Delta 7$ -スチグマステノールが $>0.5\% \leq 0.7\%$ の場合、スチグマステロール
 $\leq 1.4\%$ 、 Δ ECN42 $\leq |0.4|$ でなければならぬ。(オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の 3.2.3 の注釈(c)抜粋)

あるとの懸念を示された。このため、第 47 回 CAC は、規格改訂のステップは進めつつ、ディシジョンツリーの科学的妥当性をデータに基づき再検証するとした。

今部会では、第 47 回 CAC の決定を受け、脚注(c)ディシジョンツリーの適用可能性に関するデータ収集の枠組を検討した。コーデックス事務局は、収集データの内容、実施メカニズム及びタイムラインを整理する必要があると説明し、データ収集には数年を要し、第 30 回 CCFO までの完了は困難との見通しを示した。また、シリアは、現行ステロール閾値が品種・地域差を十分反映していないとし、関連品質パラメータも含めた包括的データ収集を提案した。

(結論)

シリアを議長とする EWG を設置し、収集データの範囲、分析方法、タイムライン及び意見照会用テンプレートを整理する。また、本作業は第 30 回 CCFO までに完了することは困難であることから、本 EWG は改訂タイムラインを提案する。

議題 9．新規作業や既存の規格改訂作業に関する提案

議題 9． 1 名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂（シアバターを追加）に関する討議文書¹⁷

(議論)

アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）の地域規格として、「未精製シアバターの地域規格」（CXS 325R-2017）が採択済み。一方、精製シアバターについては、国際市場が成長中である一方、国際規格が存在しないため、アジアや南米などの新興市場において食品用途での流通・利用が困難な状況にあるとして、オランダから、シアバターの国際規格の策定作業が提案された。オランダは、公正な取引、商品の真正性、地域経済の発展を促進し、持続可能な生産の確保に役立つと指摘した。

(結論)

- ・ シアバターを「名前の付いた植物油規格」（CXS 210-1999）に追加する改訂作業に関するプロジェクトドキュメント（以下、プロドクという。）を第 49 回 CAC へ提出する。第 49 回 CAC が作業を承認した場合、ナイジェリアが議長、ガーナ、インド、オランダが共同議長を務める EWG を設置する。
- ・ 今回提案された新規作業と、本作業が完了した時点で「未精製シアバターの地域規格」（CXS 325R-2017）の必要性を再検討するよう要請される可能性があることについて、CCAFRICA に報告する。

¹⁷ CX/FO 26/29/9 Add.1; CRD03; CRD14; CRD24; CRD25; CRD27; CRD30; CRD34

議題 9. 2 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (バージンココナツ油の追加) に関する討議文書¹⁸

(議論)

バージンココナツ油は化学処理を行わず、ココナツの果肉から機械的に抽出される最も純粋な形のココナツ油であり、ラウリン酸の含有量が高いこと (約 50%)、TFA が含まれていないこと、酸化安定性が高いこと等の特徴があるが、現行の「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999) では通常のココナツ油との区別が明確でなく、その特性が十分に反映されていないとして、フィリピンから、偽装防止、品質保証、国際貿易の円滑化などに資するよう、CXS 210-1999 を改訂し、バージンココナツ油の明確な定義と品質パラメータを追加する新規作業が提案された。今部会は、プロドクにはバージンココナツ油が通常のココナツ油と区別するための化学的及び物理的パラメータが十分に提示されておらず、現行の CXS 210-1999 へ新たなカテゴリーを作成する必要はないことに合意した。

(結論)

バージンココナツ油を CXS 210-1999 へ追加する作業は見送る。

議題 9. 3 名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更) に関する討議文書¹⁹

(議論)

現行の「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999) には既に高オレイン酸ヒマワリ油が収載されており、脂肪酸等の規格値が示されている。今回作業を提案したイランによると、同国が輸入する高オレイン酸ヒマワリ油に、他の規格値には適合するものの、ステアリン酸含有量が規格値 (2.9-6.0%) の下限を下回るケースが発生している (2.1-2.9%)。このためイランは、高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸最低値を現行の 2.9% から 2.1% へ引き下げを提案。イランのデータは生産国間でステアリン酸値にバラツキがあることを示していたが、部会は、より広範な国からのデータ収集が必要との認識で一致。

(結論)

プロドクを第 49 回 CAC へ提出する。第 49 回 CAC が作業を承認した場合、コ

¹⁸ CX/FO 26/29/9 Add.2 Rev.1; CRD03; CRD15; CRD19; CRD24; CRD25; CRD27; CRD30; CRD35

¹⁹ CX/FO 26/29/9 Add.3; CRD03; CRD16; CRD24; CRD25; CRD26; CRD27; CRD29; CRD30; CRD37

ーデックス事務局が回付文書を発出し、各国から下限値に関する意見や関連データを収集する。イラン及びロシアが分析し、第 30 回 CCFO において適切なステアリン酸下限値を提案する。

議題 9. 4 シーバックソーン油の新たな個別規格の策定に関する討議文書²⁰

(議論)

シーバックソーン油は、シーバックソーン (*Hippophae rhamnoides*。サジー (グミ科の植物)) の果肉と種子から得られる。オメガ脂肪酸 (特にオメガ 7)、ビタミン類、カロテノイド、ポリフェノールなどを豊富に含む。医薬・食品・化粧品用途で世界的需要は増加しているが、コーデックス規格がないため、品質の不整合、低価格油脂との混和・偽装のリスク等が顕在化しているとして、モンゴルと中国より、食用を目的としたシーバックソーン油 (果肉油及び種子油) を対象とする個別食品規格の策定作業が提案された。

当初、提案国は、果実由来の油脂という特性から、既存の「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999) では十分にカバーされず、真正性確保、偽装防止、国際貿易の円滑化の観点からも、単独の規格とすることが妥当であるとしていたが、今部会は、「名前の付いた植物油規格」(CXS 210-1999) へシーバックソーン油を追加する方針に合意した。シーバックソーン油は、既に複数の国や地域で消費・販売されているため、新規食品には該当せず、JECFA による評価は不要とされた。部会は、シーバックソーン油が果肉由来と種子由来の場合があるため、シーバックソーンパルプ油及びシーバックソーンシード油を作業対象とすることで合意した。

(結論)

シーバックソーンパルプ油及びシーバックソーンシード油を CXS 210-1999 に追加する改訂作業に関するプロドクを第 49 回 CAC へ提出する。第 49 回 CAC が作業を承認した場合、モンゴルを議長、中国を共同議長とする EWG を設置する。

議題 10. その他の事項

エジプトから、「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」への「精製油 (Refined Oils)」と「粗油 (Crude Oils)」の定義の追加に関する作業提案があった。討議文書とプロドクは議場配付資料 (CRD18、CRD32) として提示された。議長は、新規作業提案については第 30 回 CCFO における IWG による検討を経る必要があるとし、詳細な

²⁰ CX/FO 26/29/9 Add.4; CRD03; CRD17; CRD27; CRD30

議論を見送った。

議題 11. 次回会合の日程及び開催地

議長より、次回会合は 2028 年 3 月 20 日から 24 日にマレーシアで開催を予定していることが連絡された。

議題 12. 報告書の採択

報告書案をパラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

作業の概要と状況

責任者	目的	主題	コード	ステップ
第 90 回 CCEXEC 第 49 回総会 加盟国/オブザーバー	採択	微生物由来オメガ 3 油の規格案	N06-2024	5
		バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範の許容される前荷リスト (CXC 36-1987 の付属書 II。LOAPC)の修正/改訂	-	-
	承認	新規作業-名前の付いた植物油規格(CXS 210-1999)の改訂 a) シアバターの追加	-	-
		b) 高オレイン酸ヒマワリ種子油のステアリン酸含量の調整		-
c) シーバックソーンパルプ油およびシーバックソーン種子油の追加	-			
第 56 回 CCFA	行動承認情報	<p>ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-1999) に該当する製品にアルギン酸エチルエステル (INS 243) を保存料として使用することの技術的正当性</p> <ul style="list-style-type: none"> - 微生物由来オメガ 3 油の規格案における食品添加物規定の承認 - 食品添加物に関する一般規格 (CXS 192-1995) における微生物由来オメガ 3 油の適切な分類に関する助言 		
第 49 回 CCFL	承認	微生物由来オメガ 3 油の規格案における表示規定		
第 19 回 CCCF	行動	食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関する一般規格 (CXS 193-1995) における食用油脂中のヒ素及び鉛の最大基準値 (ML) 及び微生物由来オメガ 3 油へのヒ素の ML に関する注記/注釈の拡大の検討		
第 45 回 CCMAS	行動承認	γ-オリザノールの定量法を、CXS 210-1999 から分析・サンプリング法規格(CXS 234-1999) への移行 (再承認と TypeIII 分析法としての推奨を含む)		

		微生物由来オメガ 3 油の規格案における分析方法の承認及び水分と揮発性物質の分析法の再タイプ
--	--	--

責任者	目的	主題	ステップ
EWG (サウジアラビア、EU) 加盟国/オブザーバー 第 30 回 CCFO	討議 コメント	トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量の削減を目的とした規格改訂案の作成 <ul style="list-style-type: none"> 個別食品規格がない食用油脂の規格 (CXS 19-1981) ファットスプレッド及びブレンドドスプレッドの規格 (CXS 256-1999) 動物油脂の規格 (CXS 211-1999) 	2/3
EWG (米国、中国) 加盟国/オブザーバー 第 30 回 CCFO	討議 コメント	- 微生物由来オメガ 3 油の規格案において角括弧が付された課題の検討 - 微生物由来オメガ 3 油の規格案が最終採択された結果適用される、CXS 19-1981 の改訂案の作成	6/7
EWG (マレーシア) コーデックス事務局 第 30 回 CCFO	討議 コメント	新たに LOAPC への追加が提案された物質に関する検討、LOAPC の修正提案の提出に使用する標準テンプレート案の改訂と意見募集	
EWG (シリア、オーストラリア、サウジアラビア、チュニジア、IOC) コーデックス事務局 第 30 回 CCFO	討議 コメント	オリーブ油に関する世界各国の科学データ及び情報の収集	
EWG (ナイジェリア、ガーナ、インド、オランダ) 第 30 回 CCFO	討議 コメント	シアバターを含めた CXS 210-1999 の改訂案の作成	2/3
コーデックス事務局 イラン及びロシア 第 30 回 CCFO	討議 コメント	高オレイン酸ヒマワリ種子油のステアリン酸含有量の下限の調整を目的とした CXS 210-1999 の改訂案の作成	2/3

EWG (モンゴル、中国) 第30回 CCFO	討議 コメント	シーバックゾーンパルプ油及びシーバックゾーン 種子油を含めた CXS 210-1999 の改訂案の作成	2/3
FAO CCFO	措置	エキストラバージンオリーブ油 (EVOO)中のピロフェオ フィチン”a”(PPP)及び 1,2-ジグリセリド(1,2-DAG)の経時変化 に関する研究のデータ及び情報を分析	

責任者	目的	主題
加盟国/オブザーバー	情報	第30回 CCFO までにオリーブ油及びオリーブ粕油の規格 (CXS 33-1981) から通常のバージンオリーブ油を削除する かを決定 (REP22/FO 第92~95 段落参照)
CCAFRICA	情報	シアバターのカXS 210-1999 への追加後、未精製シアバター のアフリカ地域規格 (CXS 325R-2017)の必要性を見直す可 能性

(以上)

第29回コーデックス油脂部会 (CCFO29)

概要報告

令和8年2月
消費・安全局
食品安全政策課

農林水産省

議題

農林水産省
消費・安全局

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO 及びWHO (FAO/WHO 食品添加物専門家会議 (JECFA) を含む) 等からの関心事項
4	米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性 (名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999))
5	トランス脂肪酸 (TFA) の摂取量削減を目的とした油脂規格改正案 (ステップ4)
6	微生物由来オメガ3油の規格案 (ステップ4)
7	許容される前荷のリスト (CXC 36-1987の付属書II) の見直し
8	オリーブ油およびオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂
8. 1	ピロフェオフィチン (PPP) およびジグリセリド (1,2-DAG) に関する科学データ・情報収集の進捗状況
8. 2	オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の3.2.3の注釈 (ディシジョンソリー) に関するデータ収集に関する枠組みの策定
討議文書	
9	新規作業や既存の規格改訂作業に関する提案
9. 1	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (シアバターの追加) に関する討議文書
9. 2	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (バージンココナッツ油の追加) に関する討議文書
9. 3	名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂 (高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更) に関する討議文書
9. 4	シーバックソーン油の新規個別規格の策定に関する討議文書
その他	
10/11/12	その他の事項/次回会合の日程及び開催地/報告書の採択

CCFAからの付託事項

「ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格」(CXS 256-1999) に

ラウリン酸アルギネートエチルエステル (INS 243) を保存料として使用することに関する技術的正当性の確認

議論

- ・ 米国：200 mg/kgで使用可
- ・ 他国：使用未承認

結論

技術的正当性について合意得られず

3

議題 4 米ぬか油中の γ -オリザノール測定法の目的適合性

背景・論点

現在「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」に記載されている γ -オリザノール測定法 (分光法) を「分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999)」に移行するに当たって、現時点の目的適合性を確認

議論

- ・ 各国：目的適合性あり
- ・ 中国：目的適合性あり & 分析法の妥当性を確認したので Type III 分析法^注としたい
代替法 (分光法、HPLC法) の ISO 法化作業中

結論

現行法を Type III 分析法として CCMAS へ報告
代替法も ISO 承認後に CXS 234 へ収載要請

注：コーデックスの要求に適合している分析法。管理、検査、規制のための分析に用いられる。複数の分析法を承認可能。

4

議題 5 トランス脂肪酸の摂取量削減を目的とした油脂規格改正案

背景

- WHO(2018)は、TFA摂取量の低減を目的とした工業由来のトランス脂肪酸 (iTFA) の削減に有効な方策として、以下の2つをベストプラクティスと推奨。
 - ▶ 部分水素添加油脂 (PHO) の使用禁止
 - ▶ iTFAの上限値設定 (<iTFA2 g/total fat 100 g)
- 第41回栄養・特殊用途食品部会(2019)からCCFOに対し、PHOの使用禁止とiTFAの上限値設定に資する方策の検討を要請。
- CCFO(2021~)は、以下の3規格を対象にPHOの使用禁止とiTFAの上限値設定を盛り込む改正の検討を開始。
 - ・ 個別食品規格がない食用油脂 (CXS 19-1981)
 - ・ ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッド (CXS 256-1999)
 - ・ 動物性油脂 (CXS 211-1999)

5

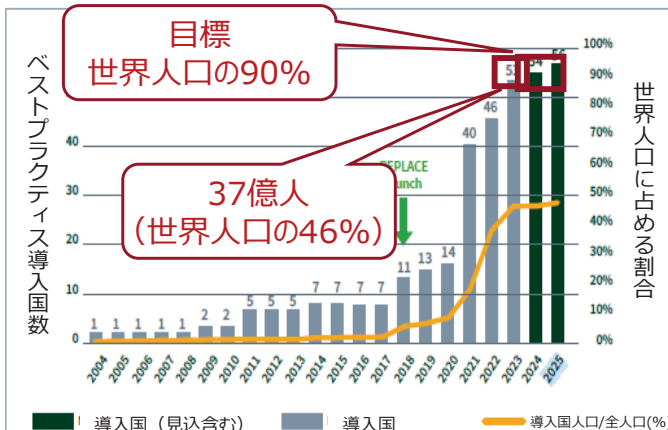
(参考)WHOによるREPLACEの進捗

▶ WHOが推奨する以下のベストプラクティスを実施している国の増加

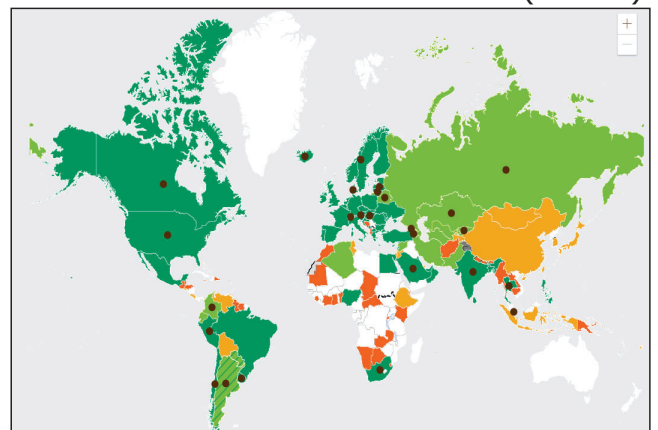
- ① 食品中の基準値を設定(脂質100 g当たりのiTFA<2 g)
- ② 部分水素添加油脂 (PHO) の使用を禁止

⇒ これにより、1日当たりのTFA摂取量<1%の達成可能性がUP
特に、法的な規制の導入が効果的であるとしている

WHOのベストプラクティス導入国の推移



WHOのベストプラクティス実施国(濃い緑)



CX/FO 26/29/5 (第120回協議会時のもの)

権限を有する国および／または地域の当局は、以下を実施するため、法令又は規制による義務的な措置を講じるべきである。

- a) すべての食品において、工業的に生産されたトランス脂肪酸 (iTFA) の含有量を、総脂肪100 g当たり2 g以下に設定すること。及び／又は
- b) すべての食品において、部分水素添加油脂 (PHO) を食品用途として製造すること及び使用することを禁止すること。

我が国のコメント

- ・当該製品の同一性、名称、品質を定義するための本質的な組成及び品質に関する要件を記載すべき（手続きマニュアル第2.6節）であり、当局の行為・措置を規定する箇所ではない
- ・法令又は規制による義務的な措置を講じるべきといった記載は、各国の状況に応じた措置を講じる柔軟性を損なう
- ・したがって、「権限を有する国および／または地域の当局」「法令又は規制による義務的な措置」を削除し、「製品」を主語にすべき

(参考) 他の規定との比較

3. ESSENTIAL COMPOSITION AND QUALITY FACTORS

3.1 Composition

3.1.1 Fat spreads

3.1.1.1 For these products, any milk fat content must be no more than 3 percent of the total fat content.

3.1.1.2 The fat content shall be as follows:

- Margarine ≥ 80%
- Fat spreads < 80%

3.2 Competent national and/or regional authorities should implement mandatory legislative or regulatory measures to:

- a) Set a limit of industrially produced trans-fatty acids (iTFA) to not more than 2 g per 100 g of total fat in all foods; and/or
- b) Prohibit the production for food use, and the use of partially hydrogenated fats and oils (PHO) in all foods.

CRD20 (部会直前にEWG議長のカナダから提示)

以下の規定は、本規格の対象製品に適用される。

- a) 最終製品中の工業的に生成されたトランス脂肪酸の量は、総脂肪酸100 g当たり2 gを超えてはならない。及び/又は
- b) 部分水素添加油脂の製造及び使用は禁止される。

議論

- ・賛成：日本、ブラジル、インド、ロシア、米国等
 - ✓ 柔軟性が確保されている
 - ✓ WHOのベストプラクティスに沿っている
 - ・反対：EU、サウジアラビア、マレーシア
 - ✓ a)とb)を並記すると貿易上煩雑、PHO不使用の検証困難
- EUが、b) を消して1文にすることを提案
→WHOは支持。米国等、b) の措置導入国が反対
→カナダからb)を残す代案が提案、EU等 a)の措置導入国が反対
→部会3日目、議論の進展が見込めず、議長が議論中止を決定

CRD38 (今後の議論のスタート地点として部会最終日に提示)

[以下の規定の適用は、関連する国・地域の政策及び法令と整合するものでなければならない。]

- 3.1 最終製品中の工業的に生成されたトランス脂肪酸の量は、総脂肪酸100 g当たり2 gを超えてはならない。及び/又は
- 3.2 本規格の対象となる製品は、部分水素添加されてはならない。]

結論

- ・ Step 2/3へ差し戻し。
- ・ サウジアラビアを議長、EUを共同議長とするEWGを設置。
- ・ iTFA上限値 & PHO禁止に係る規定、PHO等の定義、分析方法等を、これまでの提出コメント、今部会での議論、CRD38を踏まえて議論を継続。

今回の成果と今後の対応方針

我が国は一貫して国毎の対応の柔軟性を主張⇒重要性を唱える国は増加
iTFA上限値 & PHO禁止に係る規定から義務(mandatory)的な記載は削除
→今後も取組の柔軟性、分析法等運用の実行可能性の重要性に基づく提案を行い、議論に貢献していく

CRD38（最終日に提示）

- ・ 完全水素添加油脂の定義は削除
(iTFA上限値 & PHO禁止規定と無関係)
- ・ 部分水素添加油脂又は部分水素添加の定義は検討を継続
- ・ iTFAの定義も検討を継続
- ・ 分析・サンプリング方法に関する規定に付す脚注^注も検討を継続

注：PHO不使用の適合性確認に原材料表示や工程管理記録等の非分析的手法の活用を認める脚注

(分析方法その他の事項は今回議論ができなかった。)

議題 6 微生物由来オメガ3油の規格案 (ステップ4)

微生物由来オメガ3油とは、人の摂取を目的として、微細藻類を含む微生物に由来し、長鎖オメガ3多価不飽和脂肪酸（エイコサペンタエン酸(EPA)及びドコサヘキサエン酸(DHA)）の合計が15%（w/w(脂肪酸)）以上含まれるもの。

今回対象となったものは以下の微細藻類を製造に使用。

- ・ **Cryptocodinium油**：Cryptocodiniaceae科
Cryptocodinium属に由来。Cryptocodinium cohnii等
- ・ **Schizochytrium油**：Thraustochytriaceae科
Schizochytrium属に由来（過去Schizochytrium属に分類されていたAurantiochytrium属、Hondaef属、Oblongichytrium属及びThraustochytrium属の種を含む。）
- ・ **Ulkenia油**：Thraustochytriaceae科Ulkenia属に由来

議題6 微生物由来オメガ3油の規格案 (ステップ4)

議論・結論

① 安全な食経験 (history of safe use)

WHO：判断には十分な科学的データの検討が必要

EWG議長：微生物の安全性データに基づき国ごとに判断

② 品質パラメータ

EU：アニシジン価、TOTOX、酸価の上限値引下げを提案

GOED：現行案は業界最大基準であり、引下げは遵守困難

→Step 5、継続検討

③ 食品分類 (GSFA)

当初案：FC2.1.3 (動物油脂)

日本：FC2.1.2 (植物油脂) を提案

→新分類 FC2.1.4 (微生物油脂) 創設をCCFAへ要請

議題7 許容される前荷のリスト (CXC 36-1987の付属書II) の見直し

「前荷」とは、食用油脂をバルク（液体等の貨物を梱包せず）に輸送する形態）で輸送する際、当該油脂を積載する前に同一の船舶、タンク又はコンテナで輸送されていた貨物

議論・結論

① 鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH)

EU：ミネラルオイルに含有している可能性を鑑み上限値の設定を提案

→JECFAが食品用高度精製品のミネラルオイルが前荷の場合問題なしと評価済み。上限値設定なし。高・中粘度のミネラルオイルに“食品用高度精製品”と記載。

② 硝酸：現在の禁止リストから許容リストへの移行提案、 エタノール：許容される変性アルコールの明確化提案 →現在の記載を維持

議題8 オリーブ油およびオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂

8.1 ピロフェオフィチン (PPP) およびジグリセリド (1,2-DAG) に関する科学データ・情報収集の進捗状況

- CCF028で設置されたEWGによる品質指標 (PPP、1,2-DAG、FAEE、酸価、過酸化値、官能検査等) のデータ収集結果の取扱を協議

→FAOに専門家協議を要請+追加データの受付、
検討結果をCCF030で報告

8.2 オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の3.2.3の注釈 (ディシジョンツリー) に関するデータ収集に関する枠組の策定

- シリアから現在のディシジョンツリーがオリーブ油としての真正性を適切に判定できないと指摘

→シリアを議長とするEWGを設置、
CCF030で作業タイムラインを提案

議題9.1 討議文書：シアバターの追加 (CXS 210-1999改訂)

背景・議論

- 未精製シアバターは地域規格 (CXS 325R-2017) あり
- 精製シアバターの国際規格は未整備
- 国際市場は拡大中。規格不在により流通に課題あり
- オランダ (提案国) から、国際規格策定により、公正な取引、真正性確保、地域経済発展、持続可能な生産促進に寄与すると説明

結論

- 「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)」 (CXS 210-1999) への追加作業のプロドクをCAC49へ提出
- 承認後、ナイジェリア議長、ガーナ・インド・オランダ共同議長のEWG設置

議題9.2 討議文書：バージンココナッツ油の追加（CXS 210-1999改訂）

背景・議論

- 特徴：化学処理なし、機械的抽出。ラウリン酸約50%。トランス脂肪酸なし。高い酸化安定性。
- 現行CXS 210では通常のココナッツ油と明確に区別されておらず、偽装防止、品質保証、貿易円滑化のために明確な定義・品質パラメータ追加を提案（フィリピン）

結論

- 通常品と区別するための化学的・物理的パラメータの提示が不十分。
- 新カテゴリー創設の必要性は認められず作業見送り。

議題9.3 討議文書：高オレイン酸ヒマワリ油のステアリン酸含量の変更（CXS 210-1999改訂）

背景・議論

- 現行のステアリン酸含量：2.9 - 6.0%
- イランから、輸入品で下限未満の事例あり（2.1-2.9%）
→ 下限値を2.9% → 2.1%へ引下げを提案
- CCFO29は、より広範な国からのデータ収集が必要との認識で一致

結論

- 「名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）」（CXS 210-1999）の改訂作業のプロドクをCAC49へ提出
- 承認後、コーデックス事務局が回付文書発出し各国からデータ・意見収集。イラン・ロシアが分析し、CCFO30で適切な下限値を提案

議題9.4 討議文書： シーバックソーン油の新規個別規格の策定

背景・議論

- シーバックソーン (*Hippophae rhamnoides*、サジー) の果肉と種子から得られる。
- オメガ7、ビタミン、カロテノイド等を豊富に含有世界的需要拡大 (食品・医薬・化粧品用途) Codex規格なし → 品質不整合・混和・偽装リスク
- CCFO29は単独規格でなくCXS210への追加が妥当と判断

結論

- 「名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) 」 (CXS 210-1999) への追加作業のプロドクをCAC49へ提出
- 承認後、モンゴル議長、中国共同議長のEWG設置

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 45 回分析・サンプリング法部会**

日時：2026 年 3 月 9 日（月）～3 月 13 日（金）

場所：ブダベスト（ハンガリー）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認
4	第 44 回会合（CCMAS44）における保留事項
4.1	個別食品規格（魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類及び由来製品）の分析法の点検・更新
4.2	キノアを対象とするタンパク質分析法（ISO 1871）のリタイピング
5	分析・サンプリング法規格（CXS 234）の点検・更新
5.1	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5.2	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新
5.3	糖及びはちみつの分析法の点検・更新
6	予防的アレルギー表示に関する分析法
7	サンプリングプラン：討議文書
7.1	CXS 234 中のサンプリングプランの点検・更新
7.2	マイコトキシンを含むバルク品/不均質ロットのサンプリングプラン

8	CXS 234 において同一として用いられている分析法の原理の名称や形式の調和
9	分析法に関する国際機関間会合の報告
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

第 45 回分析・サンプリング法部会報告書

1. 日時及び開催場所

日時：2026 年 3 月 9 日（月）～3 月 13 日（金）

場所：ブダペスト（ハンガリー）

2. 参加国及び国際機関

64 加盟国、1 加盟機関（EU（欧州連合））、20 国際機関

3. 出席者

農林水産省消費・安全局食品安全政策課	リスク管理専門官	山本 祐士
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	HACCP 査察専門官	横山 涼子
厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課	化学物質係長	太田 和
国立医薬品食品衛生研究所安全情報部	第一室長	渡邊 敬浩
独立行政法人農林水産消費安全技術センター仙台センター	所長	小林 秀誉
独立行政法人農林水産消費安全技術センター本部規格調査部試験	規格調査課	平林 悠人
規格調査課	調査官	

4. 概要

第 45 回コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）の本会合に、直前（3 月 8 日～9 日）に開催された物理的作業部会（PWG）と併せて出席し、日本代表として、対処方針に基づき先進国の 1 つとして各議題に対応・貢献した。また、PWG の共同議長として、本会合における議論を円滑に進めることに貢献するとともに、PWG の前日（3 月 7 日）に開催された国際機関間での会合（IAM）にも併せて出席した。

各議題の概要は以下のとおり。

議題 1：議題の採択

仮議題のとおり採択した。

議題 10「その他の事項及び今後の作業」において、時間があれば以下の事項を取り扱うことに合意した。

- ・ FAO（国際連合食糧農業機関）/IAEA（国際原子力機関）合同食品・農業核技術センターの取組（IAEA）
- ・ 食塩中のマイクロプラスチックの分析法の進展に関する討議文書（議場配付資料；韓国）

議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局（以下「事務局」という。）からコーデックス総会（CAC）及び他

の部会における、CCMAS に関連する事項についての情報提供があった。また、CAC 及び他の部会からの付託事項については、3月2日に開催されたバーチャル作業部会 (VWG) 並びに3月8日～9日開催のPWGでの検討を踏まえて、議題3で討議することとなった。

議題3：コーデックス規格中の分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認

以下の事項について、VWG及びPWGの議長を務めた米国から検討結果について説明があり、以下のとおり議論を行った。なお、我が国はPWG共同議長として議長を支援するほか、PWGレポートの作成を担当した。

第18回食品汚染物質部会 (CCCF、2025年) 関係

総アフラトキシン及びオクラトキシン A 分析のための特定のスパイス類を対象としたサンプリングプラン

ロット重量が25トン超のケースについては1つのロットをサブロットに分割して検査することとされているが、あるサブロットが不合格となった場合、そのサブロットのみを不合格とするのか、それともロット全体が不合格となるのかが明確ではなかったことから、CCCFに対し明確化を求めることとした。

総アフラトキシン及びオクラトキシン A の分析法が満たすべき数的性能規準

オクラトキシン A については、原案のまま承認した。

総アフラトキシンの数的性能規準については、CCMASが作成した構成成分の総量 (sum of components) に関する情報提供文書に従って設定することとなるが、VWGにおける検討中、濃度の最小適用範囲に関して、本来は含まれるべきである最大基準値 (ML) が含まれていないことの合理性に係る指摘がされた (例：本文書に従って最小適用範囲を設定した場合、アフラトキシン B₁ の濃度の最小適用範囲が総アフラトキシンの ML をカバーしない)。そのため、情報提供文書内の該当する記載について、最小適用範囲の上限が ML を上回るよう修正するとともに、修正後の情報提供文書に従って4つのアフラトキシン分子種 (B₁、B₂、G₁、G₂) の濃度の最小適用範囲を修正した上で承認した。

また、個別のアフラトキシン分子種に加えて総アフラトキシンを対象とする分析法にも数的性能規準を設定する必要があるかについても検討を行い、我が国からは、総アフラトキシン量を直接測定する分析法が存在しないことから不要であり、数値を示したままとすることでかえって混乱を招くおそれがあるため削除すべきとの意見を述べた。議論の結果、我が国からの意見も踏まえ、総アフラトキシンに関しては ML を除いて数的性能規準の数値を表から削除することに合意した。

総アフラトキシンの数的性能規準は、穀類及び穀類加工品 (乳幼児用食品を含む) に対しては既に設定されていることから、CCCFに対し、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (CXS 193-1995) に既に収載されている数的性能規準について、今回の変更と一貫性を持つよう改訂することを求めることとした。

第23回アジア地域調整部会（CCASIA、2025年）関係

CCASIA より承認を求められた 8 つのアジア地域規格に関するサンプリングプランについて検討した。本サンプリングプランは、サンプリングの一般ガイドライン(CXG 50-2004)の改訂内容に基づき、適切と考えられるサンプリングプランを我が国から提案し、CCASIA において議論、一部修正の上、合意されたものである。

今次会合において我が国は、アジア地域調整国の立場から本サンプリングプランについて説明し、消費者の健康には影響しない製品の品質に関する分析条項の測定に資するサンプリングプランであること、ロットから抜き取るサンプルの数（サンプルサイズ）を大きくすれば、誤判定の確率が低下し統計学的信頼性は向上するものの、検査コストがかかることで製品の値段が高くなるおそれがあること、基本的にアジア地域で流通する食品であること等を踏まえ、国際整合の観点から CXG 50-2004 にも収載されている国際規格(ISO 2859-1 及び ISO 3951-1。以下「ISO 規格」という。)を用い、消費者リスク¹（ここでいう「リスク」は、統計学上の用語であり、コーデックスで一般的に使われる食品安全に係る「リスク」とは異なる。以下同じ。）と生産者リスク²も考慮して地域調整部会で検討した結果である旨を述べた。これに対し、CXG 50-2004 の改訂に大きく貢献し、統計的サンプリングの推進を図りたいニュージーランドは、ISO 規格に基づくサンプリングプランは生産者リスクしか考慮していないため、消費者リスクも考慮して両者のバランスを踏まえ統計学的に妥当となるよう、ISO 規格を利用せずに CXG 50-2004 に記載されたプロセスに基づいたオリジナルのサンプリングプランを策定すべきであり、CCMAS 及び CCASIA の専門家によって構成される電子的作業部会 (EWG) を設置の上、本サンプリングプランの改良を行うべきと強く主張した。本議論を踏まえ、ブラジルからの発言を契機に、サンプリングプランの策定に責任を負い、消費者リスク及び生産者リスクを考慮すべき主体（部会）を明確にすることの重要性が議長から指摘された。CCASIA と CCMAS 双方が責任を持つとの意見もあったが、最終的には、統計学的要素は重要ではあるが意思決定プロセスにおける 1 つの側面に過ぎないこと、また、サンプリングプランを策定する各部会がサンプリングに伴うリスクの許容水準を決定する責任を負うことが確認された。

会合 2 日目に行われた本議論において合意に至らなかったため、議長からの提案に従い、アジア地域調整国の立場から我が国が本サンプリングプランの CCASIA における議論の概要を示した議場配布資料 (CRD33) を提出し、再度議論が行われた。ニュージーランドからは再度上述の懸念のため支持できないとの発言があったが、アジア地域の加盟国 (中国、フィリピン、ブータン、インド) からの支持が表明されたことから、議長は、本件を CCASIA に差し戻したとしても違う結論に達する可能性は低いと述べた。

議論の結果、今次会合は本サンプリングプランを承認した。また、今次会合において示された懸念を CCASIA に情報提供するとともに、再度 CXG 50-2004 に沿ってサンプリ

¹ 規格を満たしていないロットを誤って合格とする確率

² 規格を満たしているロットを誤って不合格とする確率

ングプランを見直すよう助言することとした。

第12回近東地域調整部会（CCNE、2025年）関係

マームール(maamoul)³の規格案に係る分析法について、一部修正の上、承認した。

第8回スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH、2025年）関係

スモールカルダモン、ターメリック、クローブ、乾燥唐辛子及びパプリカの規格に係る分析法

第43回CCMAS（2024年）において、一部の分析法については、提供された情報が不十分であるために承認せず、CCSCHに対して質問を投げかけていた。今般、CCSCHからの回答に基づき議論を行い、一部修正の上、これらの分析法を承認した。

バニラ、ラージカルダモン、コリアンダーの規格に係る分析法

一部の分析法は目的適合性(fit-for-purpose)についてCCSCHに整理を求めるとともに、残りの分析法は一部修正の上で承認した。

第29回油脂部会（CCFO、2026年）関係

「名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）」に係る分析法

米ぬか油中の γ -オリザノールの分析法について検討した。議論の結果、提案された分析法は古い分析法でありType IV⁴に分類すべきとの意見や、ISOにおいて新たな分析法について妥当性確認のための試験室間共同試験が行われているとの情報提供があったことを踏まえ、本分析法をType IV分析法⁴として承認することに合意した。

微生物由来オメガ-3油の規格に係る分析法

水分及び揮発分を分析条項とする分析法に関し、2つの異なる分析法（ISO 662及びAOCS Ca 2c-25）がType I⁴として提案されていたためCCMASに対し整理を求められていたところ、CCMASは、どちらも妥当性確認がなされた加熱乾燥法であるが温度条件が異なること（ISO 662は103°C、AOCS Ca 2c-25は130°C）を確認した上で、①温度条件を付記して分析条項を2つに分けること（そうすることで提案された2つの分析法をそれぞれType I分析法⁴として承認できる）、②1つの分析法のみを選択して分析条項にその温度条件を付記する（そうすることで1つの分析条項と1つのType I分析法⁴の承認という一貫性が維持される）、の2つの選択肢を示し、CCFOでの検討を依頼することとした。なお、②の場合、オメガ-3油は熱による酸化に弱いため、温度の低いISO 662の方が保守的である、との意見を付することにも合意した。

本規格に係るその他の分析法については、一部修正の上、承認した。

³ 中東で流通するバタークッキーの一種

⁴ 第121回コーデックス連絡協議会資料 p.16-17「(参考) Codex における分析法の分類」参照
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/meeting_materials/assets/consumer_safety_cms203_260327_01.pdf

その他：第48回コーデックス総会（CAC、2025年）で懸念の示された課題

分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999。以下「CXS 234」という。）から削除することについて懸念が示されていたタラ科魚類の塩蔵魚及び乾燥塩蔵魚に設定された分析条項に係る塩分飽和度の決定方法及びその試料調製の方法については、ノルウェーから提出されたCRD09を基に議論し、一部修正の上、承認することに合意した。

また、第48回CACにおいて例示されている分析法が妥当であるか懸念が示されていた塩蔵魚等の塩分の分析法に係る数的性能規準についても、一部修正の上、承認することに合意した。

今後の作業

本議題をはじめ、分析・サンプリング法の承認はCCMAS会合直前に開催されるPWGで検討することになっており、次回会合においてもPWG（議長：米国、共同議長：日本、ハンガリー）を開催することに合意した。

議題4：CCMAS44における保留事項

議題4.1：個別食品規格（魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類及び由来製品）の分析法の点検・更新

CXS 234に記載されている分析法のうち、魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類及び由来製品の個別食品規格に関するものは点検作業を既に完了しているものの、CCMASによる作業結果を基に事務局が該当する個別食品規格の修正作業を進める過程で、本来CXS 234に移行されるべき分析法が移行されていない等の課題がいくつか特定されていたため、これらについて今次会合において検討することとしていた。

議論の結果、提案された内容で第49回CACへ提出し、CXS 234に記載されている分析法及び関連する個別食品規格を修正すること、及び、関連する魚類・水産製品部会（CCFFP）、CCF0及び穀物・豆類部会（CCCPL）に本決定を通知することに合意した。また、「小麦及びデュラム小麦の規格（CXS 199-1995）」の「insect bored kernels」の分析条項を「grains attacked by pest」に変更すべきという意見があり、CCCPLに対し、本分析条項の名称変更、及び、本規格においてそもそも現在も適用されているのか検討を求めることに合意した。

議題4.2：キノアを対象とするタンパク質分析法（ISO 1871）のリタイピング

第43回CCMAS（2024年）は、キノアを対象とするタンパク質分析法（ISO 1871）はType IV分析法⁴として承認した。一方、ウルグアイ等はType I分析法⁴とすべきと主張し、本分析法について妥当性確認を実施し、第44回CCMAS（2025年）においてはType I分析法⁴として承認可能であるか議論を行ったが、①ISO 1871は分析の対象や条件等が特定されていない一般的なガイドラインであるため、Type I分析法⁴としての承認のためにはさらなる検討が必要である、②妥当性確認を実施した試験室間で分析条件等

が一致していない(分析法が特定されていない)、③追加情報の提出が遅く検討の時間が十分でない、との意見があり合意に至らなかったため、今次会合において再検討することとしていた。

PWG では、インド、エルサルバドル、ペルー、チリからは妥当性確認のために南米諸国において実施された試験室間共同試験において分析条件（触媒の種類、加熱温度及び時間等）の違いにも関わらず良好な精度の値を示す結果が示され本分析法の頑強性が確認されており Type I 分析法⁴として承認されるべきとの意見があったが、オーストラリア、EU、カナダ、米国、IAM からは、ISO 1871 は分析法というよりはガイドラインに過ぎないものである等との反対意見があり、合意に至らなかった。ISO からは、もし各国の支援が得られるのであれば別の分析法（ISO 20483：穀物及び豆類を対象とするタンパク質分析法の規格）の対象にキノアを加えることに既に合意が得られていること、また AOAC はその支援に協力する用意があることを述べた。また議長国のハンガリーからは、ISO、AOAC、AACC の協力の下で、ISO 20483 の対象品目に加えるために必要な試験室間共同試験の提供の用意があるとの説明があった。

議論の結果、ISO 1871 を Type IV⁴として維持することに合意した（ペルーが留保）。また、テヘナを対象とするタンパク質分析法として ISO 1871（近東地域の地域規格）が既に Type I 分析法⁴として承認されている点については、Type IV⁴に分類を変更し、その旨を CCNE に通知することに合意した。

議題 5：分析・サンプリング法規格（CXS 234）の点検・更新

議題 5. 1：フルーツジュースの分析法の点検・更新

第 42 回 CCMAS（2023 年）において、EWG（議長国：ドイツ）を設置し、CXS 234 に収載されているフルーツジュースの分析法の点検・更新作業を進めることに合意し、作業が継続していた。第 44 回 CCMAS（2025 年）は、一部の分析法の維持又は更新を行うことを合意したものの、残りの多くの分析法については、分析法の性能規準設定に資する情報不足が指摘され、CCMAS の付託事項（Terms of Reference; ToR）の範囲を超える個別食品規格自体の変更に関わる意見（不正な成分を含むジュースの検出の必要性）があったため、国際果物野菜ジュース協会（IFU）が中心となって専門家会合（専門家個人として出席し、国や組織を代表しない）を開催し、今次会合に向けて検討することとしていた。

今次会合においては、専門家会合で整理された情報の配布が遅れたため、専門家会合のレポート全体についての議論を行うことはできなかった。ただし、妥当性確認のための性能評価データが存在しない等が判明した分析法については、CXS 234 から廃止することに合意した。その他の分析法については、EWG（議長国：ドイツ）を設置し、検討を継続することに合意した。

議題 5. 2：ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新

第 43 回 CCMAS において、EWG（議長国：セルビア、共同議長国：米国）を設置し、CXS

234 に記載されているココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新作業を進めることに合意し、作業が継続していた。第 44 回 CCMAS (2025 年) は、一部の分析法の維持等は承認したものの、残りの多くの分析法については、個別食品規格に含まれる分析条項と、それを達成することが可能な分析法との対応が明確化されていない等、分析法の承認の原則から外れる事案等が散見されたため、今次会合に向けて検討することとされていた。

議論に先立ち、EU より、文書の配布が PWG の直前 (3 月 4 日) であったことに対する懸念が表明された。議論の結果、一部の分析法に関しては見直しに向けた議論がされたものの不完全であったため、再度 EWG (議長国：米国、共同議長国：セルビア) を設置し、検討を継続することに合意した。また、EWG における検討に資するよう、PWG において検討された修正案を基に回付文書を発行することを事務局に求めることに合意した。

議題 5.3：糖及びはちみつの分析法の点検・更新

第 44 回 CCMAS (2025 年) において、EWG (議長国：ウルグアイ) を設置し、糖及びはちみつの分析法の点検・更新作業を進めることに合意した。

今次会合においては、EWG の検討結果に基づき、検討を行った。議論の結果、個別食品規格の策定から長期間が経過しており、結果として古い分析法が承認されている状態にあることに起因する作業の複雑さが確認され、糖の色や旋光性等、一部の限られた分析法についてのみ承認した。残りの分析法については、PWG における議論において数性能規準を検討することとなったことや同一 (identical) でない分析法が 1 つの分析条項に対応する分析法として Type I⁴ に分類されていたこと等を踏まえ、EWG (議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル、中国) を設置し、検討を継続することに合意した。

その他

今次会合において、新たな作業パッケージとなるミネラルウォーターの分析法について、EWG (議長国：米国) を設置し、点検・更新作業を進めることに合意した。次回会合では、EWG における点検・更新作業の結果を踏まえて議論されることとなる。また、オブザーバーである国際特殊用途食品産業会 (ISDI) から、栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) における特殊用途食品 (FSDU) の規格に係る分析法の見直しを行うべきとの意見が提出され、CCMAS は当該見直しを進める用意があるものの、対象を特定した上で優先順位を考慮して取り組むものとされた。

議題 6：予防的アレルギー表示に関する分析法

第 42 回 CCMAS (2023 年) において、食品表示部会 (CCFL) からの付託に応えるため、EWG (議長国：米国、共同議長国：英国) を設置し、検討を進めていた。

第 43 回 CCMAS (2024 年) においては、世界中のアレルギー分析法がリスト化されたものの、各分析法の目的適合性に関して更に整理を進めるため、EWG (議長国：米国、共

同議長国：英国）を再設置し、各分析法の妥当性確認結果を収集し、AOAC I 及び CEN（欧州標準化委員会）のガイドラインの性能要求事項に基づいて評価することとしていた。

第 44 回 CCMAS（2025 年）においては、EWG による検討状況が示されたものの、文書の配布が遅く検討の時間が十分でなかったこと等から会合において議論されることなく、EWG を再設置（議長国：米国、共同議長国：英国）し、今次会合で検討することとしていた。

今次会合においては、EWG の検討結果として CCFL への回答案が示された。議論の冒頭、EWG の議長である米国より、本回答案に含まれる分析法のリストについて、CCFL における検討に資するものとして提供されるものであり CCMAS による承認に関する結果ではなく CCFL が文書に参照等することが適切なものではないこと、及び、リスト化された分析法は CCFL で活用する 10-1000 g の食品摂取量毎のアクションレベルに応じて交差接触による意図せざるアレルゲンの存在を検出・定量するために活用できるものであることを更に強調するため、回答案を修正した旨説明があった。

議論の結果、上記に加え、分析法のリストにおける結果報告単位を一貫性のため修正する等し、CCFL に送付することに合意した。

議題 7：サンプリングプラン：討議文書

議題 7.1：CXS 234 中のサンプリングプランの点検・更新

CXG 50-2004 の改訂作業の過程において、分析・サンプリング法規格（CXS 234）に収載されたサンプリングプランの点検の必要性が指摘されたため、第 43 回 CCMAS（2024 年）において、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を設置し、CXS 234 に収載されたすべてのサンプリングプランを点検するとともに、サンプリングに関するどのような情報をどのような形式で CXS 234 に収載するかを検討するための討議文書を作成することに合意した。今次会合では、EWG の検討結果に基づき、サンプリングプランの収載場所やサンプリングプランに係る情報を将来的にデータベース化することを見据え、どのように作業を進めるべきかという点も含め、検討を行うこととしていた。

今次会合では、サンプリングプランの収載場所について、我が国を含む多くの加盟国が CXS 234 を唯一の参照先とすることを支持したことから、CXS 234 を唯一の参照先とすること及びその旨を関連する部会に通知することに合意した。また、会期内に開催されたサイドイベントを通じて、事務局によるオンラインデータベースの構築が進行中であることが紹介される一方、現在の紙ベースの CXS 234 を維持することが依然として必要であること、及び、CXS 234 におけるサンプリングプランに関する情報の収載形式については更なる検討が必要であることが確認された。

また、唯一の参照先として今後サンプリングプランを CXS 234 に集約していくにあたり、多くのコーデックス規格にサンプリングプランが含まれていない現況を踏まえ、休会中の部会の所管するサンプリングプランの取扱を含め、CCMAS が今後どのように作業を進めるべきかについても検討を行った。事務局より、CCMAS は、他部会に対してサンプリングプランに関する助言や策定の支援は可能であるが策定自体は個別食品部会の

責任であることや、コーデックス規格において、サンプリングプランが含まれることが望ましいが必ずしも含まれる必要はないとの説明があった。さらに、事務局は、CCMASの作業においては、新規のサンプリングプランの策定（策定のための助言や支援）よりも現在も活動をしている個別食品部会が策定した既存のサンプリングプランの見直しを優先し、その後に休会中の部会が策定した既存サンプリングプランの見直しを行うことを提案した。CCMASは、本提案を支持した。

議論の結果、EWG（議長：ニュージーランド、共同議長：ドイツ）を再設置し、検討を継続することに合意した。

議題7.2：マイコトキシンを含むバルク品/不均質ロットのサンプリングプラン

CXG 50-2004の改訂及び改訂したCXG 50-2004の理解促進及び同時に開発されたサンプリングアプリケーションの実装を意図した情報提供文書の作成作業の過程において、食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（CXS 193-1995）に収載されている現行のマイコトキシン分析に関するバルク品を対象としたサンプリングプランの課題への指摘や、その解決策としてのベイジアンアプローチの導入の可能性に関する意見があったため、第44回CCMAS（2025年）において、EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を設置し、マイコトキシン分析のためのバルク品/不均質ロットを対象としたサンプリングプランに関する討議文書を作成し、今次会合において議論することに合意していた。

今次会合では、EWGの検討結果を踏まえ、討議文書（マイコトキシンに重点を置いたバルク品/不均質ロットの受け入れサンプリングプラン）に基づき、相当するサンプリングプラン策定のためのガイダンス文書の策定作業を開始するか検討を行った。ガイダンス文書の策定については概ね支持されたものの、新規作業として作業を開始するかどうかについては、副議長より現時点で決めなくとも作業に遅れは生じないとの見解が示され、新規作業とするのは時期尚早であるとの見解で一致した。また議論の中で、EUやトルコ、ウルグアイからは、討議文書に示された懸念を解消するための新たな統計学的概念として示された方法論（ベイジアンアプローチ）の活用には当該ロットのアフラトキシン汚染に関する事前情報が必要となるが、そのような情報の入手は極めて困難であるため、提案を支持することができない、あるいは検討を開始するには時期尚早との意見が述べられた。加えて、CXS 193-1995に収載されている現行のサンプリングプランを消費者リスク/生産者リスクの観点から評価し、これらの適切なバランスを実現するために、修正/改訂の必要な可能性のある点を特定するにはより詳細なデータが必要であるが、現在の討議文書に掲載されているデータではこの目的の達成に不十分であることが指摘された。

議論の結果、EWG（議長、ニュージーランド、共同議長：ドイツ）を再設置して議論を継続するとともに、必要に応じて新規作業提案文書を作成することが合意された。なお、我が国からのマイコトキシン分析に係るサンプリングプランの策定はCCCFの管轄下でありCCMASはCCCFに対する助言を行うべき立場であることを踏まえて作業を進めるべき

であるとの意見を踏まえ、CCCFへ議論の状況を共有しそのフィードバックも考慮して作業を進めることに合意している。

議題 8 : CXS 234において同一として用いられている分析法の原理の名称や形式の調和

第 42 回 CCMAS (2023 年) において、CXS 234 に示されている分析条項や、収載されている分析法の原理等に関する記述について、対象が同一であるにも関わらず異なる用語が使用されていることが指摘された (例 : moisture content vs moisture)。今次会合では、EWG (議長国 : ブラジル、共同議長国 : チリ) の検討結果に基づき、検討を行うこととしていた。

議論の結果、分析法の原理の名称及びその略称並びに分析法の参照先の略称については、情報提供文書としてコーデックスウェブサイト公表することに合意した。また、分析条項の調和については、EWG を再設置 (議長 : チリ、共同議長 : ブラジル) して議論を継続することに合意した。なお、我が国より情報提供文書に含まれる略称一覧は CXS 234 にも収載されるべきとの意見を述べ、了承された。

議題 9 : 分析法に関する国際機関間会合の報告

分析法に関する国際機関間での会合 (IAM) が本会合会期直前に実施された。本会合における CCMAS 議事関連の議論の結果は、各議題において議場で検討されたところ。他に、規格設定機関の最近の活動についての報告があった。

議題 10 : その他の事項及び今後の作業

FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターの取組

FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターの食品安全管理部門 (FSCS) より、原子力及び関連する分析技術の利用促進の観点から食品の安全性及び真正性の強化に貢献するために行っている同センターにおける分析法に関する取組内容が紹介された。

食塩中のマイクロプラスチックの分析法の進展に関する討議文書

今次会合の直前に、韓国より、食塩中のマイクロプラスチックの分析法の進展に関する文書 (CRD05) が提出された。今次会合においては、韓国より、本討議文書に基づき、マイクロプラスチック、特に汚染の可能性の高い海水から精製される食塩中のマイクロプラスチックには世界的な懸念があるものの、国際標準の分析法に係るガイドラインが存在しない現状について報告がなされた。

飲料水 (drinking water) を含めた食品中のマイクロプラスチックは分析法上の課題を有している点については概ね意見が一致し、以下を確認した。

- ・ 英国国立計測研究所 (UK National Measurement Laboratory) が最近発表したガイダンス (CRD32)
- ・ 飲料水や環境中また、食品中のマイクロプラスチックに関する規格を ISO で検討中

であること

- ・ AOACがこの分野の規格化作業の支援を申し出たこと

CCMASは、現時点においては、どの部会においてもマイクロプラスチック含量を分析条項とするコーデックス規格等の策定作業が予定、検討されていないこと、そのためにCCMASが独自に分析法に関する検討はできないこと、及び、マイクロプラスチックに関する分析法標準化の国際動向の情報についてはIAMを通じて得られることを確認した。

議題 1 1 : 次回会合の日程及び開催地

CCMAS 第 46 回会合は、2027 年 5 月 10 日～14 日、ブダペスト（ハンガリー）で開催される予定。

分析・サンプリング法部会（CCMAS）の作業の概要及び状況

担当者	目的	事項	ステップ
PWG（米国、日本、ハンガリー）	検討	分析・サンプリング法の承認	-
EWG（ドイツ） PWG	更新	フルーツジュースの分析法の点検・更新	-
EWG（米国、セルビア） PWG	更新	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新	-
EWG（ウルグアイ、ブラジル、中国） PWG	更新	糖及びはちみつの分析法の点検・更新	-
EWG（米国） PWG	更新	ミネラルウォーターの分析法の点検・更新	-
EWG（ニュージーランド、ドイツ）	討議文書作成	CXS 234 のサンプリングプランの点検・更新	-
EWG（ニュージーランド、ドイツ）	討議文書作成	マイコトキシンを含むバルク品/不均質ロットのサンプリングプラン	-
CCCF	情報共有/回答		
EWG（チリ、ブラジル）	更新	CXS 234 中の分析条項の調和	-
コーデックス事務局	対応	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新作業に係る回付文書の発行	-
		情報提供文書（「構成成分の総量」という概念を用いる分析法に関するクライテリアアプローチ）の更新	-
	公表/情報共有	情報提供文書（CXS 234 中の分析法の原理の名称や形式の調和）の公表	-
		同情報提供文書に含まれる略称一覧のCXS 234 への収載	-

第45回分析・サンプリング法部会 (CCMAS45)



議題一覧

開催日：2026年3月9日（月）～3月13日（金） 場所：ブタペスト（ハンガリー）

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	コーデックス規格中の分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認
4	第44回会合（CCMAS44）における保留事項
4.1	個別食品規格（魚類・水産製品、油脂、穀類・豆類及び由来製品）の分析法の点検・更新
4.2	キノアを対象とするタンパク質分析法（ISO 1871）のリタイピング
5	分析・サンプリング法規格（CXS 234）の点検・更新
5.1	フルーツジュースの分析法の点検・更新
5.2	ココア製品及びチョコレートの分析法の点検・更新
5.3	糖及びはちみつの分析法の点検・更新
6	予防的アレルギー表示に関する分析法
7	サンプリングプラン：討議文書
7.1	CXS 234中のサンプリングプランの点検・更新
7.2	マイコトキシンを含むバルク品/不均質ロットのサンプリングプラン
8	CXS 234において同一として用いられている分析法の原理の名称や形式の調和
9	分析法に関する国際機関間会合の報告
10	その他の事項及び今後の作業
11	次回会合の日程及び開催地
12	報告書の採択

議題3：分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認

【背景】

- 他の部会で策定される規格に分析・サンプリング法が含まれる場合、CCMASの承認が必要
- CCMASの本会合直前に開催されるバーチャル作業部会（VWG）並びに物理的作業部会（PWG）で検討し、その結果を本会合で議論する流れ
- 我が国は、PWGの共同議長国として、本会合における議論を円滑に進めることに貢献

【結論】

- いくつかの分析・サンプリング法を承認
- 次回会合においても、PWGを開催することに合意（議長国：米国、共同議長国：日本、ハンガリー）

2

議題3：分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認 (CCCF18関係①)

総アフラトキシンの分析法が満たすべき数値的性能規準

【背景】

- CCMASが作成した情報提供文書※に従って設定された総アフラトキシシン（AFT）分析法の数値的性能規準について検討
- 個別のアフラトキシシン分子種（AFB₁, AFB₂, AFG₁, AFG₂）を測定し結果を足し合わせてAFTを求める分析法に加え、直接AFTを対象とする分析法(例：ELISA法)にも数値的性能規準を設定する必要があるかについて検討

※「構成成分の総量」という概念を用いる分析法のクライテリアアプローチ

議題3：分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認 (CCCF18関係②)

【議論】

- 個別のアフラトキシン分子種について、濃度の最小適用範囲に最大基準値(ML)が含まれていないことの合理性に関する指摘
- 我が国は、AFT量を直接測定する分析法がCodex委員会により承認されていないことからAFTの数的性能規準設定は不要であり、示したままとすることで混乱を招くおそれがあるため削除すべきと主張

<チリペッパー、ナツメグに係る数的性能規準>

分析対象	ML (µg/kg)	検出下限 (µg/kg)	定量下限 (µg/kg)	精度 (%)	最小適用範囲 (µg/kg)	回収率 (%)
AFT B1+B2+G1+G2	20	≤ 4	≤ 8	≤ 44	11.2 - 28.8	60 - 115
AFB1	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 7.2	40 - 120
AFB2	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 7.2	40 - 120
AFG1	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 7.2	40 - 120
AFG2	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 7.2	40 - 120

4

議題3：分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認 (CCCF18関係③)

【結論】

- 個別のアフラトキシン分子種濃度の最小適用範囲がMLを含む合理的な値になるよう修正。またこの修正を情報提供文書にも反映。
- AFTについて、MLを除いて数的性能規準の数値を表から削除する
- GSCTFF*に既に収載されている総アフラトキシンの数的性能規準についても、今回の変更と一貫性を持つよう改訂することをCCCFに要請

*General standard for contaminants and toxins in food and feed (CXS 193)

<チリペッパー、ナツメグに係る数的性能規準>

分析対象	ML (µg/kg)	検出下限 (µg/kg)	定量下限 (µg/kg)	精度 (%)	最小適用範囲 (µg/kg)	回収率 (%)
AFT B1+B2+G1+G2	20	-	-	-	-	-
AFB1	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 28.8	40 - 120
AFB2	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 28.8	40 - 120
AFG1	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 28.8	40 - 120
AFG2	-	≤ 1	≤ 2	≤ 44	2.8 - 28.8	40 - 120

5

議題3：分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認 (CCASA23関係①)

【背景】

- 8つのアジア地域規格に関するサンプリングプランについて検討
- 本サンプリングプランは、CCASIAにおいて我が国より提案し支持されたもの

<提案したサンプリングプラン（計数規準型の例）>

Inspection by attributes plans in accordance with ISO 2859-1 (AQL=6.5%)

Lot size Number of packages, each containing 1 or more units)	Inspection level					
	Reduced		Normal		Tightened	
	Sample size (n)	Acceptance number (c)	Sample size (n)	Acceptance number (c)	Sample size (n)	Acceptance number (c)
2-15	2	0	2	0	3	0
16-50	5	1	8	1	13	1
51-90	5	1	13	2	13	1
91-150	8	2	20	3	20	2
151-280	13	3	32	5	32	3
281-500	20	5	50	7	50	5
501-1200	32	6	80	10	80	8
1201-3200	50	8	125	14	125	12
3201 and over	80	10	200	21	200	18

6

議題3：分析条項に係る分析法及びサンプリングプランの承認 (CCASA23関係②)

【議論】

- ニュージーランドより、ISO規格に基づく本サンプリングプランは生産者リスク※¹しか考慮していないため、消費者リスク※²も考慮したサンプリングプランを策定すべきと強く主張

※ 1：規格を満たしているロットを誤って不合格とする確率

※ 2：規格を満たしていないロットを誤って合格とする確率

- 我が国は、アジア地域調整国の立場から、CCASIAにおいて以下を踏まえて合意に至ったことを説明
 - 消費者の健康には影響しない製品の品質に関するものであること
 - ロットから抜き取るサンプルの数（サンプルサイズ）を大きくすれば、誤判定の確率は低下するものの検査コストがかかることで製品の値段が高くなるおそれがあること
 - CCMASが作成した情報提供文書の内容に沿って、消費者リスクも考慮して検討した結果であること

【結論】

- 本サンプリングプランを承認しつつ、示された懸念をCCASIAに情報提供⁷

議題5.分析・サンプリング法規格（CXS 234）の点検・更新①

フルーツジュース

【経緯】

- 国際果物野菜ジュース協会（IFU）が中心となって専門家会合（専門家個人として出席し、国や組織を代表しない）を開催して検討
- 今次会合では、専門家会合がどの分析法を廃止/維持/更新すべきかを整理した討議文書に基づき議論

【結論】

- 一部の分析法（性能評価データが存在しないものなど）については、廃止しCXS 234から削除
- 残りの分析法については、EWG（議長国：ドイツ）を設置し、検討を継続

8

議題5.分析・サンプリング法規格（CXS 234）の点検・更新②

ココア製品及びチョコレート

- EWG（議長国：米国、共同議長国：セルビア）を再設置して、検討を継続

糖及びはちみつ

- 一部の分析法（糖の色や旋光性に係るものなど）について承認
- 残りの分析法については、EWG（議長国：ウルグアイ、共同議長国：ブラジル、中国）を再設置して、検討を継続

その他

- 新たなEWG（議長国：米国）を設置し、ミネラルウォーターの分析法について検討開始

議題6：予防的アレルギー表示に関する分析法①

【経緯】

- CCFLから付託を受け、食品中のアレルギータンパク質の測定のための、適切な分析法並びにその妥当性確認及び適用について助言するため、作業開始
- CCMAS43において、以下の作業を実施することに合意
 - 収集された分析法について、各分析法の妥当性確認結果を収集
 - AOAC I及びCEN（欧州標準化委員会）のガイドラインの性能要求事項に基づいて評価
 - 要求事項を満たすかどうかを整理
- 今次会合では、評価結果及びCCFLへの回答案について検討

10

議題6：予防的アレルギー表示に関する分析法②

【議論】

- EWGの議長国(米国)より回答案に含まれる分析法のリストについて
 - CCFLにおける検討に資するために提供すること（CCMASによる承認に関する検討結果ではない）
 - アクションレベルに応じて、交差接触による意図せざるアレルギー（UAP）の存在を検出・定量するために活用できることを更に強調するため、回答案を修正した旨説明

【結論】

- 一部修正の上、リスト化された分析法も含めCCFLに送付

<10-1000 gの食品摂取量毎のアクションレベル>

RfD in mg	CRUSTACEA	FISH	WHEAT	HAZELNUT	SESAME	MILK	EGG	PEANUT	CASHEW	WALNUT
RIA in g	200	5	5	3	2	2	2	2	1	1
10	20 000.00	500.00	500.00	300.00	200.00	200.00	200.00	200.00	100.00	100.00
20	10 000.00	250.00	250.00	150.00	100.00	100.00	100.00	100.00	50.00	50.00
30	6 666.67	166.67	166.67	100.00	66.67	66.67	66.67	66.67	33.33	33.33
990	202.02	5.05	5.05	3.03	2.02	2.02	2.02	2.02	1.01	1.01
1000	200.00	5.00	5.00	3.00	2.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00

議題7.1：CXS 234中のサンプリングプランの点検・更新

【経緯】

- CCMASにおける過去の議論において、CXS 234に収載されたサンプリングプランの点検の必要性が指摘されたため、サンプリングプランの情報をCXS 234ではなく別に新しく策定して収載するアプローチも含め検討

【結論】

- サンプリングプランの収載場所については、CXS 234を唯一の参照先とする
- 今後のサンプリングプランの点検作業については、新規策定よりも既存のもの（現在活動中の個別食品部会が策定）の見直しを優先する
- EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、検討を継続

12

議題7.2:マイコトキシンを含むバルク品/不均質ロットのサンプリングプラン①

【経緯】

- CCMASにおける過去の議論において、現行のサンプリングプランの課題への指摘やその解決策としてのベイジアンアプローチの導入の可能性に関する意見
- 今次会合では、討議文書（マイコトキシンに重点を置いたバルク品/不均質ロットの受け入れサンプリングプラン）に基づき、相当するサンプリングプラン策定のためのガイダンス文書の策定作業を開始するかについて検討

【議論】

- 我が国は、本サンプリングプランの策定はCCCFの管轄下であり、CCMASはCCCFに対する助言を行うべき立場であることを踏まえて作業を進めるべきと主張
- 他の国から、ベイジアンアプローチの導入に関し、実行可能性の観点から懸念が表明

【結論】

- CCCFへ議論の状況を共有しそのフィードバックも考慮して、議論を継続しつつ、必要に応じてガイダンス文書策定を目的とする新規作業提案文書を作成する
- EWG（議長国：ニュージーランド、共同議長国：ドイツ）を再設置し、検討を継続

14

議題8：CXS 234において同一として用いられている 分析法の原理の名称や形式の調和

【経緯】

- CXS 234に示されている分析法の原理や分析条項に関する記述について、対象が同一であるにも関わらず異なる用語が使用されていることが指摘
（分析条項不一致の例：moisture content vs moisture）
- これらについて整合をとることを目的に作業開始

【結論】

- 分析法の原理の名称及びその略称並びに分析法の参照先の略称について、情報提供文書としてコーデックスウェブサイト公表
- 分析条項については、EWGを再設置（議長：チリ、共同議長：ブラジル）して議論を継続

Codexにおける分析法の分類(1)

- コーデックス規格の分析条項 (provision) のための分析法
- 校正やルーチンの検査、規制 (regulatory purposes) に使える

Type I 分析法 (Defining Methods)

- 分析法の定義自体により分析値を決定づける分析法
 - 1つの品目/分析対象について1分析法のみ承認が可能
- 例：水分の分析法（常圧、○℃で、○時間加熱した減量）
特定の変換係数を用いて計算

Type II 分析法 (Reference Methods)

- 紛争解決や校正のために使用が推奨される参照法
- Type III分析法から1つ選択。
- 1つの品目/分析対象について、1分析法のみ承認が可能

16

Codexにおける分析法の分類(2)

Type III 分析法 (Alternative Approved Methods)

- コーデックスの要求に適合している分析法（国際的なプロトコルに基づき複数試験室での妥当性確認がされている）
- 管理、検査、規制のための分析に用いられる分析法
- 複数の分析法を承認可能

Type IV 分析法 (Tentative Methods)

- Type I～Type III分析法ではない分析法
- 従来使われていた分析法、最近開発された分析法
- コーデックスの分析法の性能規準に適合するかデータが不足している分析法（複数試験室で妥当性確認がされていない）

**FAO/WHO 合同食品規格計画
第 28 回食品残留動物用医薬品部会**

日時：2026 年 3 月 23 日（月）～27 日（金）

場所：ミネアポリス（米国）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項
4	FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターからの関心事項
5	動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
6	第 98 回 JECFA（2024 年）からの動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（MRLs） 魚類（切り身）及びはちみつ中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（DCH）の MRLs（ステップ 7）
7.1	異なる化合物／組織の組合せに対する外挿 MRL（ステップ 4）
7.2	食品中の動物用医薬品 MRL の一の又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿
8.1	飼料中の動物用医薬品の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局が取りうる措置に関するガイダンス（ステップ 4）
8.2	異なる化合物／組織の組合せに対するアクションレベル（ステップ 4）
9	コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び CCRVDF における作業の調整

10	JECFA による評価又は再評価のための動物用医薬品の優先順位リスト案
11	その他の事項及び今後の作業
12	次回会合の日程及び開催地
13	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2026年3月22日（日）に仮議題6、7、8及び10に関連する作業部会が開催された。

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 28 回コーデックス食品残留動物用医薬品部会（CCRVDF）報告書

1. 日時

2026 年 3 月 23 日（月）～27 日（金）

（3 月 22 日（日）に、仮議題 6～8 及び 10 に関する物理的作業部会（PWG）が開催）

2. 場所

ミネアポリス（米国）

3. 出席者

消費者庁 消費者安全課国際食品室 室長	矢船 順也
消費者庁 消費者安全課国際食品室 専門職	栗飯原弘樹
消費者庁 食品衛生基準審査課 専門官	小林 明子
国立医薬品食品衛生研究所 食品部 主任研究官	坂井 隆敏
国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第一室長	渡邊 敬浩

4. 結果概要

2026 年 3 月 23 日から 27 日まで、米国（ミネソタ州ミネアポリス）において、コーデックス食品残留動物用医薬品部会（Codex Committee on Residues of Veterinary Drugs in Foods : CCRVDF）の第 28 回会合が開催され、57 加盟国、1 加盟機関（EU）、12 オブザーバーが出席した。議長は Brandi Robinson 氏（米国食品医薬品局 動物用医薬品センター 新動物用医薬品評価室 国際プログラムマネージャー）が務めた。

議題 1 議題の採択

仮議題を議題として採択することに合意した。また、審議順を議題 1～5、議題 9、議題 7、議題 8、議題 6、議題 10～13 とすることについても合意した。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス事務局から、第 47 回コーデックス総会（CAC）において、動物用医薬品の最大残留基準値（Maximum Residue Limits : MRLs）がステップ 5/8 又はステップ 5 で採択されたこと等が報告された。また、コーデックス委員会による検討を前進させるために電子的作業部会（EWG）が果たす役割の重要性が強調され、現在は一部の国が主導していることから、今後はより多くの加盟国が議長国を務めるなど、主導的役割を担うこと等が奨励された。

議題 3 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含む FAO/WHO からの関心事項

FAO JECFA 事務局から、JECFA 会合が動物用医薬品について次に議論するのは 2027 年初頭になること、及び食農システムにおける環境阻害剤（Environmental Inhibitor: EI）の使

用による食品安全への影響に関する FAO のウェビナーの実施等について紹介された。また、WHO JECFA 事務局から、WHO の薬剤耐性 (Antimicrobial Resistance: AMR) 及び抗菌薬の使用に関する取組等について紹介されるとともに、改訂グローバル AMR アクションプランが 2026 年 5 月に開催予定の世界保健総会の議題に含まれる予定であることが述べられた。さらに、科学的助言プログラムを維持するためには、加盟国が資金、データ及び専門家の提供等を通じて、継続して支援することが極めて重要であると強調された。

議題 4 FAO/国際原子力機関 (IAEA) 合同食品・農業核技術センターからの関心事項

FAO/IAEA 合同食品・農業核技術センターの代表者から、ビデオを通じて、CCRVDF に関連する活動として FAO と協力して実施している「動物用医薬品の減衰及び動物マトリックス中の残留物の放射分析」に関する共同研究プロジェクト等における放射性標識した動物用医薬品等を用いた研究等について紹介された。

議題 5 動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力 (VICH) を含む国際獣疫事務局 (WOAH) からの関心事項

WOAH の代表者から、ビデオを通じて、AMR に関連する基準やガイダンスに関する検討、WOAH によるキャパシティビルディング (能力構築)、VICH の活動、国際協力に関する取組みが紹介され、特に、安全でない動物用医薬品の追跡と報告のシステムの改善や VICH ガイドライン改訂が国際調和に寄与する点について説明等された。

議題 6 第 98 回 JECFA (2024 年) からの動物用医薬品の最大残留基準値 (MRLs) 魚類 (切り身) 及びはちみつ中のフマガリンジシクロヘキシルアミン (DCH) の MRLs (ステップ 7)

本 MRLs の設定に関しては、前回会合において、毒性データの不足や分析対象化合物の適切性等について問題点が指摘されると共に懸念が示されたため、ステップ 5/8 での採択ではなくステップ 5 で予備採択された。その後、カナダ及び米国から正式な手続きを踏まえ、改めて意見及び懸念が提出されたが、今回会合までの間に JECFA が開催されていないため、現時点では検討されていないことが説明された。また、カナダからは、分析法と併せて、はちみつを対象に実施された残留試験のデータ等を JECFA に提出する準備があることの情報提供がされた。さらに、韓国から、ニジマスを対象に実施された代謝試験や残留減衰試験のデータ等の提出見込みについて情報提供があった。以上の状況並びに議論を踏まえ、今回会合にておいては JECFA による追加評価の結果が得られまでの間、MRLs 案をステップ 7 に留めることに合意した。

議題 7.1 異なる化合物／組織の組合せに対する外挿 MRL (ステップ 4)

イベルメクチンの MRL 外挿 (ラクダ科動物の各種組織及び乳) について EWG においては、コーデックス手続きマニュアルに含まれる CCRVDF のリスクアナリシス原則に規定された外挿規準を満たしていないことから推奨できないとされたが、今回会合において、乳

については外挿規準を満たしていることが確認された。そのため、ラクダ科動物（乳）を対象としたイベルメクチンの外挿 MRL については、ステップ 5/8 での最終採択を第 49 回 CAC に諮ることに合意した。

また、オキシテトラサイクリンの外挿 MRL（ラクダ科動物の各種組織）については、優先順位リストに掲載されたオキシテトラサイクリンについて、既存の MRL 設定においては、オキシテトラサイクリンに加え、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンを含むテトラサイクリン類が対象であることから、テトラサイクリン類について外挿 MRL を設定することについて提案があり、そのように改めても外挿規準を満たすことが確認された。そのため、次表に示すテトラサイクリン類の外挿 MRL を、第 49 回 CAC によるステップ 5/8 での最終採択に諮ることに合意した。この合意形成にあたり、EU より優先順位リストに含まれていないクロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンを含むテトラサイクリン類としての外挿 MRL 設定は、コーデックス委員会において尊重すべき手続きを軽視するものであり、将来的な悪影響をもたらす前例となることは許されない旨の指摘があった。

なお、アルベンダゾールの外挿 MRL（ラクダ科動物の各種組織及び乳）及びイベルメクチンの外挿 MRL（ラクダ科動物の各種組織）については、外挿規準を満たさないことが確認されたことから、設定しないことに合意した。

・イベルメクチン

種	組織	MRL 案 (µg/kg)	備考
ラクダ科動物	乳	10	外挿 MRL

・テトラサイクリン類

種	組織	MRL 案 (µg/kg)	備考
ラクダ科動物	筋肉	200	外挿 MRL
	肝臓	600	
	腎臓	1,200	
	乳	100	

議題 7.2 食品中の動物用医薬品 MRL の一又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿

外挿 MRL については、議題 7.1 として議論された他の動物種を対象とした設定に加え、「その他の可食臓器 (other edible offal)」を対象とした設定のための規準について、英国を議長国とする EWG において議論され、会合前日には PWG による議論も行われた。今回合会においては、PWG における議論を踏まえ、その他の可食臓器を対象とした外挿 MRL 設定の規準について議論が行われた。議論においては、そもそも残留に関する情報が不足していることから外挿する値を「MRL」と呼ぶことへの疑問や、局在等に関する情報がない場合には外挿対象を特定の可食臓器に限定しないことへの意見、動物用医薬品及び農薬の

両方の用途で使用される化合物が対象になる場合にはコーデックス残留農薬部会（CCPR）との協働が必要との意見等が提出され、いくつかの一般条件については概ね合意された。一方、外挿 MRL の設定を同一の動物種内での他臓器に限定することや、外挿 MRL を起点とするさらなる外挿を制限することに関してはデータの不足から結論が得られなかった。また、外挿 MRL の使用を輸出入時検査に限ることの規準は削除することが合意され、各国による運用は各国の規制当局による決定に従うことが確認された。

これらの議論を踏まえ、英国を議長国、コスタリカ及び米国を共同議長国とする EWG を再設置し、テトラサイクリン類、セフトロフル及びイベルメクチンについて、その他の可食臓器を対象とした外挿 MRL 設定の規準の有効性を検証するためのパイロット試験を実施すると共に、その結果に基づき、外挿に関する一般条件についても、特に結論が得られなかった条件を中心に、継続検討することが合意された。EWG の報告書は、次回会合の少なくとも 3 か月前までにコーデックス事務局へ提出すべきとされた。

議題 8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局が取りうる措置に関するガイダンス（ステップ 4）

飼料中の非意図的かつ不可避なキャリーオーバー¹によって食品中に残留する動物用医薬品について、コーデックス MRL が設定されていない場合の対応について国際貿易上の課題にあたる事案が繰り返し発生していたことを受け、前回会合までに、アクションレベル²の設定及びアクションレベルの取扱いに関するガイダンスを作成することが合意され、第 47 回 CAC において新規作業として正式採択された。これを受け、EWG（議長：カナダ、副議長：豪州・米国）が再設置され、キャリーオーバーに由来する残留物が食品中で検出された際の行政対応ガイダンス案の作成等について議論された。

今回会合では、EWG における議論を受け、行政対応ガイダンスとして提案されたガイドラインの表題を各国の規制当局が判断に関する裁量を維持していることの明確化を意図した表題に変更することが合意された。また、本ガイドラインの原則に、コーデックスにより設定されたアクションレベルの超過が非意図的かつ不可避なキャリーオーバーによるものと疑われると判断する場合、必要に応じて輸入国の規制当局と及び輸出国間の協議に加え、客観的な科学的根拠に基づき行われることが追加された。最終的に、本ガイドライン案を、ステップ 5/8 における最終採択のため、第 49 回 CAC に諮ることに合意した。

¹ 飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーとは、飼料工場において、動物用医薬品（国内では、飼料添加物を含む。）を扱った後に、清掃等の対策を実施したにもかかわらず、起きてしまう飼料への当該動物用医薬品の非意図的かつ不可避な混入である。

² アクションレベルとは、飼料中の非意図的かつ不可避な動物用医薬品のキャリーオーバーによって生じる非対象動物中の最大残留濃度で、コーデックス委員会により食品中に許容されるものとして勧告するもの。

議題 8.2 異なる化合物／組織の組合せに対するアクションレベル（ステップ4）

議題 8.1 の EWG においては、併せて優先順位リストにある動物用医薬品（ナイカルバジン及びラサロシド）のアクションレベルについて議論された。その結果を踏まえ、今回合会において、鶏卵中のナイカルバジン及びラサロシドのアクションレベルを、それぞれ 350 µg/kg 及び 150 µg/kg に設定することについて、ステップ 5/8 での最終採択を第 49 回 CAC に諮ることに合意した。

議題 9 コーデックス残留農薬部会（CCPR）及び CCRVDF における作業の調整

CCPR 及び CCRVDF の合同 EWG（議長国：米国、共同議長国：ブラジル）において、農薬としても動物用医薬品としても使用される二重用途化合物（dual-use compounds）の MRL の調和等が議論されている。今次合会において、CCPR 議長が参加者の立場から、CCPR と CCRVDF が協働することの重要性について発言があった。また、協働の成果の具体化が必要であるとの指摘が加盟国よりあった。最終的に、加盟国及びオブザーバーに対し、当該合同 EWG のバーチャル会合並びに CCPR 及び CCRVDF の合同バーチャル会合への参加、並びに農薬担当部局と連携して合同 EWG の作業に参加することが推奨された。なお、合同 EWG のバーチャル会合は 2026 年 4 月 28 日及び 29 日に初開催の予定であることが周知された。

議題 10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

以下の動物用医薬品の優先順位リスト案について、承認のため、第 49 回 CAC に提出すること、Part I 及び Part IV の現行の推薦様式に新たに質問を追加するための修正を加えること及び Part V の新たな推薦様式について、第 49 回 CAC による承認を得るため送付することに合意した。また、オーストラリアを議長国とする PWG を設置し、JECFA による評価又は再評価を要する動物用医薬品の優先順位リスト等について各国からの意見を検討することを目的として、次回合会の直前に開催することに合意した。

Part I：JECFA による評価又は再評価のための優先順位リストへの掲載対象となる動物用医薬品

化合物名	内容	データ提出見込み	
		種類	時期
ドラメクチン （新規追加）	急性参照用量（acute reference dose：ARfD）の設定	・毒性試験	2026 年 7 月
ケトプロフェン （新規追加）	許容一日摂取量（acceptable daily intake：ADI）及び ARfD の検討並びに牛の組織への MRL の設定	・残留試験 ・毒性試験	
プラドフロキサシン（新規追加）	ADI 及び ARfD の検討並びに牛及び豚の組織への MRL の設定	・残留試験 ・毒性試験	

アモキシシリン	鶏の組織への MRL の設定	・残留試験	
	鶏卵の MRL の設定	・代謝試験 ・残留減衰試験	
フマギリン DCH	ニジマス (切り身) の MRL の設定	・代謝試験 ・残留減衰試験 等	
	魚 (切り身) とはちみつの MRL の設定 ※前回会合においてカナダ及び米国から、JECFA98 (2024 年) の評価に関する懸念が提起された。	・残留試験 (はちみつ) ・分析法 (はちみつ)	
エチオン	ADI 及び牛の組織への MRL の設定	・代謝試験 ・放射標識試験 等	2027 年まで 試験実施中 (次回要確認)

PartIV：並行審査－新規化合物の評価

化合物名	内容	データ提出見込み	
		種類	時期
ウミホキソラネル	ADI 及び牛の組織への MRL の設定 (食品安全に関するリスク評価ドシエの審査がブラジルで進行中)	・残留試験 ・毒性試験	提出済み
プロモホルム	(ニュージーランドにおけるリスク評価の審査において、追加データが必要となったことから遅延)	・毒性試験 ・代謝試験 ・薬物動態試験 ・残留減衰試験	2027 年まで 試験実施中 (次回要確認)

PartV：他の動物種への MRL 外挿のための動物用医薬品

化合物名	現行コーデックス MRLs	外挿提案	提案国
アバメクチン	牛の組織	全ての反すう動物の組織及び乳	ニュージーランド
デキサメタゾン	牛、馬及び豚の組織並びに牛の乳		
ドラメクチン	牛及び豚の組織並びに牛の乳		
エプリノメクチン	牛の組織及び乳		
フェバンテル/フェンベンタゾール/オクスフェンダゾール	牛、山羊、馬、豚及び羊の組織並びに牛及び羊の乳		

スルファジミジン	組織（動物種の特特定なし）及び牛の乳		
タイロシン	牛、鶏、豚及び羊の組織並びに牛の乳		

議題 11 その他の事項及び今後の作業

議長から今回会合の成果の総括があったとともに、他の検討すべき事項が無いことが確認された。

議題 12 次回会合の日程及び開催地

議長から、次回会合は 18 ヶ月以内の開催でホスト国とコーデックス事務局で調整し、確認される旨の説明がされた。

第28回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDf)

日時：2026年3月23日～27日

場所：ミネアポリス（米国ミネソタ州）



画像：コーデックス委員会ウェブサイトより引用

議題

- 1 議題の採択
- 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- 3 FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）を含むFAO/WHOからの関心事項
- 4 FAO/国際原子力機関（IAEA）合同食品・農業核技術センターからの関心事項
- 5 動物用医薬品の承認審査資料の調和に関する国際協力（VICH）を含む国際獣疫事務局（WOAH）からの関心事項
- 6 第98回JECFA（2024年）からの動物用医薬品の最大残留基準値（MRLs）
魚類（切り身）及びはちみつ中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（DCH）の
MRLs（ステップ7）
 - 7.1 異なる化合物／組織の組合せに対する外挿MRL（ステップ4）
 - 7.2 食品中の動物用医薬品MRLの一の又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓
及び腎臓以外の可食臓器への外挿
- 8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避かつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食
品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局が取りうる措置に関するガイダ
ンス（ステップ4）
- 8.2 異なる化合物／組織の組合せに対するアクションレベル（ステップ4）
- 9 コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びCCRVDfにおける作業の調整
- 10 JECFAによる評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案
- 11 その他の事項及び今後の作業

議題6 第98回JECFA（2024）からの動物用医薬品の最大残留基準値（MRLs）

魚類（切り身）及びはちみつ中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（DCH）のMRLs（ステップ7）

【経緯】

- CCRVDFの各会合において、FAO/WHO合同食品添加物専門家会議（JECFA）による評価結果に基づき残留動物用医薬品の食品中の最大残留基準値（Maximum Residue Limits:MRLs）案について議論されている。
- 今回会合では、前回会合に引き続き、第98回JECFAの評価においてMRL案が勧告されたフマギリンDCHの議論を行った。

- フマギリンについて
用途：抗生物質（国内での使用なし）
国内の状況：MRL設定なし

【内容】 フマギリンDCHのMRL案

食品	MRL案（ $\mu\text{g}/\text{kg}$ ）
魚類（切り身）	10※1
はちみつ	20※2

指標残留物はそれぞれ以下
※1 フマギリン
※2 DCH

2

議題6 第98回JECFA（2024）からの動物用医薬品の最大残留基準値（MRLs）

魚類（切り身）及びはちみつ中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（DCH）のMRLs（ステップ7）

【議論】

- 毒性データの不足や分析対象化合物（指標残留物）の適切性について指摘（前回会合）
- カナダ及び米国から正式手続きによる意見及び懸念の提出（前回会合後）
- 追加データの提出見込みについて情報提供あり

はちみつの分析法及び残留試験データ（カナダ）
ニジマスの代謝試験、残留減衰試験データ等（韓国）



2026年7月
までに
提出予定

【結果】

ステップ7にとどめる

※追加提出データを踏まえたJECFAによる再評価の結果が得られるまでの間、ステップを進めず、ステップ7のままとすることに合意

議題7.1 異なる化合物／組織の組合せに対する外挿MRL (ステップ4)

【経緯】

- ・ 前回会合の後、コーデックス手続マニュアル、CCR/VDFリスクアナリシスの原則に定められた外挿規準に、ラクダ科動物の外挿にのみ適用される規準が追加された（第47回CACにて追加済み）。
CAC：コーデックス総会
- ・ 今回の会合では、外挿規準に基づき、電子的作業部会（EWG）（議長国：英国、共同議長国：コスタリカ）が検討したラクダ科動物に対するMRLの外挿について議論した。

【内容】 ラクダ科動物の組織及び乳へのMRLの外挿 検討対象の動物用医薬品

- ・ アルベンダゾール（寄生虫駆除剤）
- ・ イベルメクチン（寄生虫駆除剤）
- ・ オキシテトラサイクリン（抗生物質）



4

議題7.1 異なる化合物／組織の組合せに対する外挿MRL (ステップ4)

【議論】

- ・ イベルメクチンについて
事前の作業部会の結果、ラクダ科動物の各種組織及び乳へのMRLの外挿について、外挿規準を満たしていないと判断されたが、乳に限定であれば外挿規準を満たす可能性はないか
- ・ オキシテトラサイクリンについて
クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンを含む化合物群としてMRLを設定していることを考慮し、「テトラサイクリン類」として外挿MRLを設定できないか

(ラクダ科動物へのMRLの外挿規準)

- ・ ラクダ科動物にMRLを外挿するには、動物用医薬品の代謝が種を超えて同様であることを確認するため、以下の要件を満たす必要がある
 - ①ラクダ科動物を除く異なるグループの動物種（反芻動物、非反芻動物等）で同一のMRLが設定されていること
 - ②M:T比（総残留物量に占める指標となる物質の残留量の比）の同一性があること

議題7.1 異なる化合物／組織の組合せに対する外挿MRL (ステップ4)

【結果】

以下の表のとおり第49回CACに諮ることに合意した。

○イベルメクチン

種	組織/乳	MRL案 (µg/kg)	今後の進め方
ラクダ科動物	乳	10	ステップ5/8

○テトラサイクリン類 (テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、オキシテトラサイクリン)

種	組織/乳	MRL案 (µg/kg)	今後の進め方
ラクダ科動物	筋肉	200	ステップ5/8
	肝臓	600	
	腎臓	1,200	
	乳	100	

- アルベンダゾール（組織及び乳）、イベルメクチン（組織）については外挿しない。

6

議題7.2 食品中の動物用医薬品MRLの一の又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿

【経緯】

- ・前回会合に引き続き、肝臓及び腎臓以外の可食臓器へのMRLの外挿について議論。
- ・今回会合では、EWG（議長国：英国、共同議長国：コスタリカ）から示された外挿規準案等について議論。
※今回会合の前日（3/22）に開催された物理的作業部会（PWG）においても検討

(外挿規準案のポイント)

- ・対象種で最も高いMRLからばく露量推定を行い、外挿値を検討すること
- ・既存のMRLと区別するために「その他内臓アクションレベル (Other Offal Action Levels ; ooALs)」の呼称を提案
- ・肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿は課題が多いと認識。
- ・今後の作業としてパイロットの実施、策定された値を活用するためのガイドラインの作成等を提案

議題7.2 食品中の動物用医薬品MRLの一の又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿

【議論】

- ・外挿した値を「MRL」としてよいのか
EWGの提案した名称「その他内臓アクションレベル」は、キャリーオーバーによる残留に対して用いられる用語である「アクションレベル」と混同されるおそれがあるとして採用されず。
- ・外挿規準案の一般条件について個別に確認
外挿された値の使用目的について、貿易の円滑化が目的ではあるが、輸出入目的にのみ使用するという用途制限はせず、適用方法は各国の所管当局が判断すべきであるとの認識
- ・データの不足について
「血漿から組織への分配係数の*in silico*予測」を活用できるよう、外挿規準案に追記。

8

議題7.2 食品中の動物用医薬品MRLの一の又は複数の種への外挿に関するその他の事項：肝臓及び腎臓以外の可食臓器への外挿

【結果】

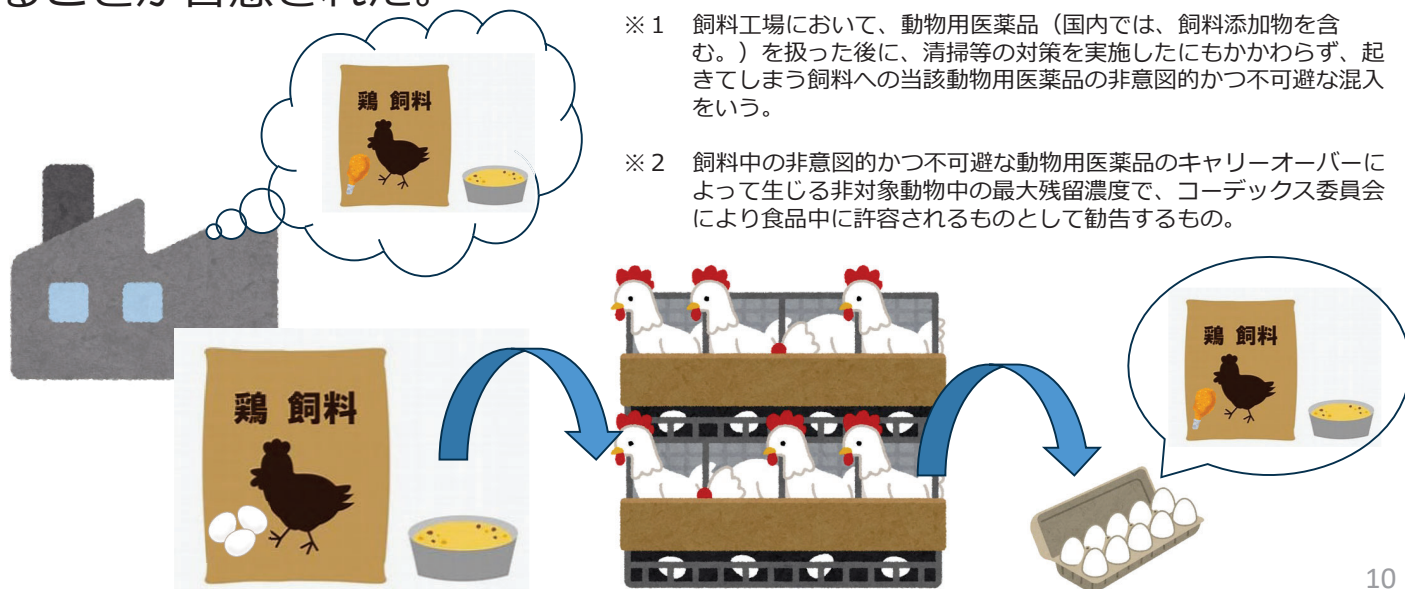
以下の内容について合意した。

- ・パイロットの実施
既存の動物用医薬品MRLを対象に「その他の可食臓器（other edible offal）」への外挿規準案を検証する。
パイロットに用いる動物用医薬品
▶テトラサイクリン類（抗生物質）
▶セフトロフル（抗生物質）
▶イベルメクチン（寄生虫駆除剤）
- ・パイロットの実施結果を踏まえ、外挿規準案をさらに検討する。
- ・今後の作業
EWG（議長国：英国、共同議長国：コスタリカ）を再設置し、これらの作業を継続。

議題8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避けかつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局がとりうる措置に関するガイダンス（ステップ4）

【経緯】

- ・ 前回会合において、飼料中の非意図的かつ不可避けな動物用医薬品のキャリーオーバー※¹について、アクションレベル※²を設定し、その値を超えたときにとるべきアクションのガイダンスを作成することが合意された。



議題8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避けかつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局がとりうる措置に関するガイダンス（ステップ4）

【ガイダンスとして示されたガイドライン案の内容】

（適用範囲）

- ・ Codex MRLが存在しない食品でキャリーオーバーが疑われる場合
- ・ 当該動物用医薬品の MRL が同一動物種のお食品に存在する場合
- ・ 対象動物での使用が認められている（承認がある）場合

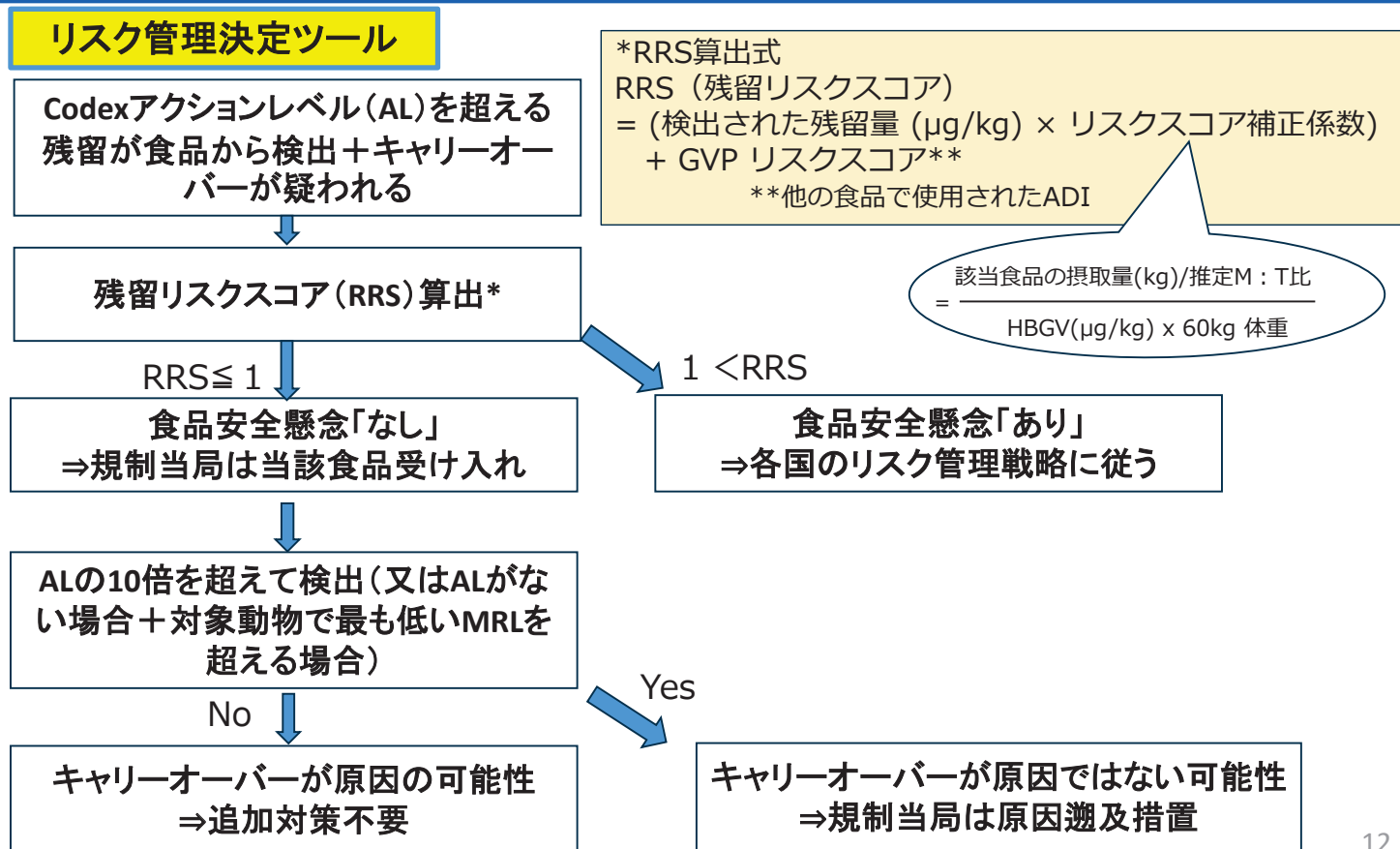
（基本原則）

- ・ Codex アクションレベル（AL）に基づくリスクベース管理を行う。
- ・ AL以下は食品安全上問題なし
- ・ AL超過でも必ずしも食品安全上の懸念（健康危害）があることを意味しない。

（とるべきアクションの概要）

- ・ AL以下の検出の場合：対応不要
- ・ ALがない場合または超過時：リスク管理決定ツールに従って判断

議題8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避けかつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局がとりうる措置に関するガイダンス（ステップ4）



12

議題8.1 飼料中の動物用医薬品の不可避けかつ非意図的なキャリーオーバーにより、動物由来食品中に動物用医薬品の残留が検出された際に規制当局がとりうる措置に関するガイダンス（ステップ4）

【議論】

- ・キャリーオーバーの対象について
キャリーオーバーによる残留が起こりうる、飼料製造以外の段階（輸送、保管、農場等）も考慮したガイドラインとすべきではないか。 → 今回の範囲外
- ・ガイドラインの記載内容について
対処方法の判断に関する裁量を各国が維持することを確認し、その旨を明確化するよう記載整備 → 「表題」等修正

アクションレベルの超過が非意図的かつ不可避けなキャリーオーバーによるものと判断する場合、客観的な科学的根拠に基づく（必要に応じて輸入国の規制当局と輸出国間の協議等を行う）べきであることを明確にすべき → 「原理」に追記

【結果】

修正後のガイドライン案を第49回CACに諮ることに合意した。
(ステップ5/8)

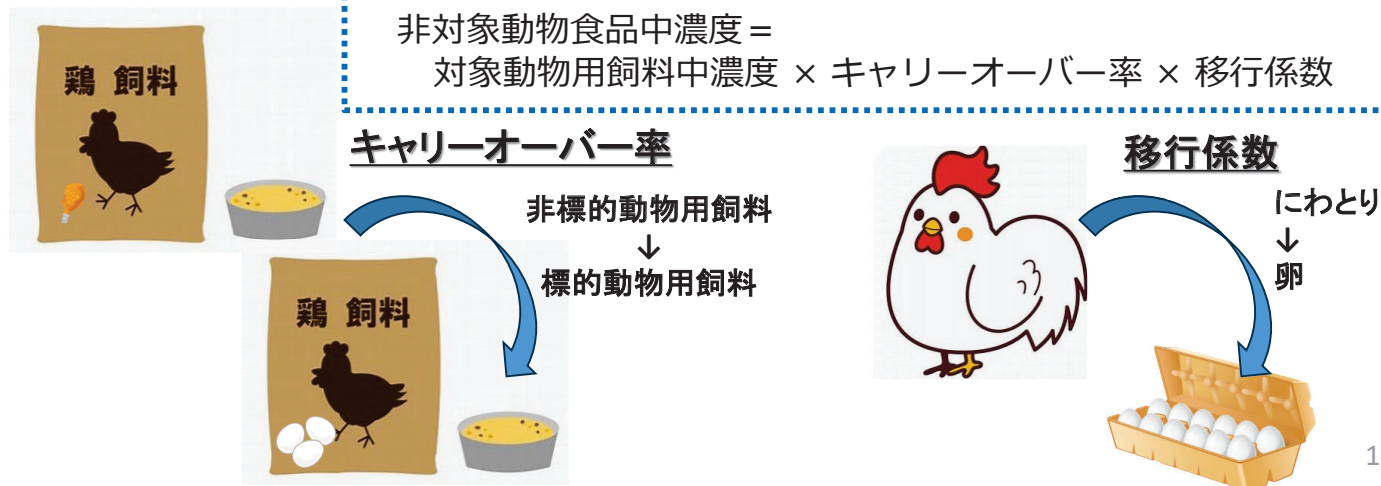
議題 8.2 異なる化合物／組織の組合せに対するアクションレベル (ステップ4)

【経緯】

- ・ 前回会合において、ナイカルバジン及びラサロシドのキャリーオーバーによる鶏卵中のアクションレベルの設定が優先順位リストに掲載された。
ナイカルバジン（抗原虫薬）、ラサロシド（抗生物質）
- ・ 今回会合では、EWGにおいて提案された方法を用いたアクションレベルの設定について議論。

EWGにおいて提案されたアクションレベル設定方法

$$\text{非対象動物食品中濃度} = \text{対象動物用飼料中濃度} \times \text{キャリーオーバー率} \times \text{移行係数}$$



議題 8.2 異なる化合物／組織の組合せに対するアクションレベル (ステップ4)

【結果】

以下の表のとおり第49回CACに諮ることに合意した。

化合物	食品	アクションレベル案 (µg/kg)	今後の進め方
ナイカルバジン	鶏卵	350	ステップ5/8
ラサロシド		150	ステップ5/8

※日本国内におけるアクションレベルの取扱いについては、今後、検討が必要

議題9 コーデックス残留農薬部会（CCPR）及びCCRVDFにおける作業の調整

【経緯】

- これまで、CCPR及びCCRVDFにおいて、農薬及び動物用医薬品の両方の用途で使用される化合物に対する両部会間での調整等を進めてきた。

【結果】

以下について確認

- CCPR及びCCRVDF合同EWGを引き続き支持
- CCPR/CCRVDFの合同バーチャル会合に先立ち、合同EWGのバーチャル会合が開催されること及びその日程
- 「合同EWGのバーチャル会合」及び「CCPR/CCRVDFの合同バーチャル会合」への参加の奨励
- 農薬担当部局と連携し、合同EWGの作業への積極的参画の奨励

16

議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

【経緯】

- 毎回、各国より提案のあった動物用医薬品についてCCRVDFで検討を行い、優先順位リスト案をCACに諮っている。
- 今回会合の前日（3/22）に、優先順位リスト案作成に係るPWGにて、各国からのコメントや情報について検討した。

【結果】

- 動物用医薬品の優先順位リスト案（次のスライドのとおり）について、承認のため、第49回CACに提出することに合意した。

議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

Part I : JECFAによる評価又は再評価のための優先順位リストへの掲載対象となる動物用医薬品

ADI : 許容一日摂取量 ARfD : 急性参照用量

化合物名	内容	データ提出見込み	
		種類	時期
ドラメクチン (新規追加)	ARfDの設定	・毒性試験	2026年7月
ケトプロフェン (新規追加)	ADI及びARfDの検討並びに牛の組織へのMRLの設定	・残留試験 ・毒性試験	
プラドフロキサシン (新規追加)	ADI及びARfDの検討並びに牛及び豚の組織へのMRLの設定	・残留試験 ・毒性試験	
アモキシシリン	鶏の組織へのMRLの設定	・残留試験	
	鶏卵のMRLの設定	・代謝試験 ・残留減衰試験	
フマギリンDCH ※前回会合においてカナダ及び米国から懸念が提起された。	魚類(切り身)のMRLの設定	(ニジマス) ・代謝試験 ・残留減衰試験 等	2027年まで 試験実施中 (次回要確認)
	はちみつのMRLの設定	・残留試験 ・分析法	
エチオン	ADI及び牛の組織へのMRLの設定	・代謝試験 ・放射標識試験 等	2027年まで 試験実施中 (次回要確認)

18

議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

Part IV : 並行審査—新規化合物の評価

化合物名	内容	データ提出見込み	
		種類	時期
ウミホキシラネル	ADI及び牛の組織へのMRLの設定 (食品安全に関するリスク評価ドシエの審査がブラジルで進行中)	・残留試験 ・毒性試験	提出済み
ブロモホルム	(ニュージーランドにおけるリスク評価の審査において、追加データが必要となったことから遅延)	・毒性試験 ・代謝試験 ・薬物動態試験 ・残留減衰試験	2027年まで試験実施中 (次回要確認)

議題10 JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案

Part V : 他の動物種へのMRL外挿のための動物用医薬品

化合物名	現行コーデックスMRLs	外挿提案	提案国
アバメクチン	牛の組織	全ての反すう動物の組織	ニュージーランド
デキサメタゾン	牛、馬及び豚の組織並びに牛の乳	全ての反すう動物の組織及び乳	
ドラメクチン	牛及び豚の組織並びに牛の乳		
エプリノメクチン	牛の組織及び乳		
フェバンテル/フェンベンタゾール/オクスフェンダゾール	牛、山羊、馬、豚及び羊の組織並びに牛及び羊の乳		
スルファジミジン	組織（動物種の特定なし）及び牛の乳		
タイロシン	牛、鶏、豚及び羊の組織並びに牛の乳		

様式の変更

Part	様式変更の内容
I、IV	現行の推薦様式に新たに質問を追加
V	新規推薦様式の追加

20

ご静聴ありがとうございました！



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン